

東京都交通局課長代理設置要綱

平成27年3月31日

26交総第1274号

一部改正 平成28年3月31日

27交総第1483号

一部改正 平成28年7月29日

28交総第414号

一部改正 平成29年3月10日

28交総第1316号

(目的)

第1 この要綱は、東京都交通局組織規程（昭和37年交通局規程第33号）第3条、第4条及び第5条並びに各処務規程に基づき、課長代理を設置する場合の基準を定めるとともに、課長代理の職責、係の事務又は担任する事務（以下「担任事務」という。）の指示等に関し、必要な準則を定めることにより、局の事業運営の円滑化と執務の責任体制の確立を図ることを目的とする。

(課長代理の設置基準、職責等)

第2 課長代理は、課及びこれに準ずる組織（以下「課」という。）の分掌事務を効率的かつ機動的に処理するため、課に設置する。

2 課長代理の職責は、東京都交通局処務規程（昭和37年交通局規程第34号）第3条第8項に定めるところによる。その具体的な内容は、おおむね次のとおりとする。

(1) 課長が指示する担任事務を処理し、当該事務の処理に関し、関係する課長代理と調整するとともに、指定された職員（以下「課長代理付き職員」という。）を指揮監督する。

(2) 担任事務の処理に関し、課長代理の事務を補佐するために指定された者（以下「事務補佐者」という。）に職務上の命令をすることができる。

(3) 課長の命を受け、担任事務の範囲において課長を補佐し、課長不在の際等にはその代理をする。

(4) 担任事務の範囲において、定例定型的で簡易な事案の決定権を行使する。

(5) 事務補佐者の出張、職務に専念する義務の免除、給与の減額免除、研修、休暇、超過勤務等については、当該職員を課長代理付き職員として指揮監督する課長代理が決定又は決定権を有する。

(6) 担任事務の執行状況につき、隨時文書又は口頭をもって課長に報告する。

3 前項の規定にかかわらず、課長代理が長を担任する事業所等における長以外の課長代理は、長である課長代理の命により、担任する事務を処理し、長を補佐するとともに、長不在の際等にはその代理をする。

(課長代理の担任事務の指示等)

- 第3 課長は、事務執行上の合理性や効率性を踏まえ、年度当初において、課長代理の担任事務を指示し、課長代理以外の所属職員のうちから、課長代理付き職員及び事務補佐者を指定する。
- 2 課長は、年度途中において、年度当初に指示した課長代理の担任事務、課長代理付き職員及び事務補佐者の指定を、任意に変更することができる。

(課長代理の名称及び分掌事務)

- 第4 課長代理の名称及び分掌事務は、別表のとおりとする。

附 則（26交総第1274号）

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 平成5年4月1日4交総第1318号「東京都交通局課長補佐、係、主査及び担当係長並びに次席の設置等に関する要綱」は、廃止する。
- 3 前項の規定にかかわらず、係の設置及び廃止については、なお従前の例による。

附 則（27交総第1483号）

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（28交総第414号）

この要綱は、平成28年8月1日から施行する。

附 則（28交総第1316号）

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

別表

東京都交通局課長代理の名称及び分掌事務

総務部総務課

課長代理（庶務担当）及び課長代理（秘書担当）

- 一 都議会に関すること。
- 二 課長及びこれに準ずる職以上の職にある者の任命、分限、懲戒、表彰、給与、服務その他の人事に関すること。
- 三 部の庶務、人事及び会計事務に関すること。
- 四 渉外に関すること。
- 五 諸会入会に関すること。
- 六 職務乗車証の発行に関すること。
- 七 秘書事務に関すること
- 八 局の乗用車に関すること
- 九 局内他の部課に属しないこと。

課長代理（文書担当）

- 一 諸規程類の制定及び改廃に関すること。
- 二 局の文書の審査に関すること。
- 三 局事業に関する法規の調査及び解釈に関すること。
- 四 局の文書等の収受、配布、発送に関すること。
- 五 情報公開に係る制度等に関すること。
- 六 個人情報の保護に係る制度等に関すること。
- 七 公印に関すること。
- 八 局の文書の編さん及び保存に関すること。
- 九 図書の購入及び保存に関すること。
- 十 証明事務に関すること。
- 十一 局の訴訟及び和解に関すること。
- 十二 身体障害者等に対する無料乗車券の発行に関すること。
- 十三 定期乗車券発行学校認定事務に関すること。

課長代理（情報システム計画調整担当）

- 一 コンピュータによる事務処理の総合計画、企画調整及び進行管理に関すること。
- 二 情報処理システムに係る調査研究に関すること（情報化推進担当に属するものを除く。）。

課長代理（情報化推進担当）

- 一 局の情報処理システム及びネットワークシステムに係る調査研究に関すること。
- 二 コンピュータの活用による事務改善の支援及び推進に関すること。
- 三 システム評価に関すること。
- 四 ネットワークシステムの運用及び管理に関すること。

課長代理（財務システム担当）

- 一 財務会計システムの設計及びプログラムの作成に関すること。
- 二 財務会計システムの維持管理に関すること。

総務部企画調整課

課長代理（企画調整総括担当）及び課長代理（企画調整担当）（2名）

- 一 局事業及び重要な施策等の総合的な企画及び調整に関する事項（課長代理（オリンピック・パラリンピック調整担当）に属するものを除く。）。
- 二 経営計画に関する事項（課長代理（オリンピック・パラリンピック調整担当）に属するものを除く。）。
- 三 経営資料の調査及び研究に関する事項（課長代理（オリンピック・パラリンピック調整担当）に属するものを除く。）。
- 四 経営の統計及び報告に関する事項。
- 五 局の経営会議に関する事項。
- 六 課内他の課長代理に属しない事項。

課長代理（オリンピック・パラリンピック調整担当）

- 一 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の調整に関する事項。
- 二 局事業及び重要な施策等の総合的な企画及び調整に関する事項。
- 三 経営計画に関する事項。

課長代理（技術調整総括担当）及び課長代理（技術調整担当）（2名）

- 一 局事業に係る技術の調査、開発及び総合調整（建設工務部計画改良課に属するものを除く。）に関する事項。
- 二 地下高速電車の新線建設に係る基本計画に関する事項（建設工務部計画改良課に属するものを除く。）。
- 三 環境マネジメントシステムに関する事項。

総務部財務課

課長代理（財務総括担当）及び課長代理（財務担当）

- 一 資金計画並びに企業債及び一時借入金に関する事項。
- 二 決算の調整に関する事項。
- 三 高速電車資本勘定に係る予算の令達及び執行並びに決算に関する事項。
- 四 補助金に関する事項。
- 五 局の資産の調整に関する事項。
- 六 出資事務に関する事項。
- 七 課内他の課長代理に属しない事項。

課長代理（主計総括担当）及び課長代理（主計担当）

- 一 予算の原案の作成に関する事項。
- 二 予算の実施計画及び執行調整に関する事項。
- 三 損益勘定及び資本勘定（高速電車資本勘定を除く。）に係る予算の令達及び執行並びに決算に関する事項。
- 四 局事業の進行管理に関する事項。
- 五 原価計算及び財務分析に関する事項。
- 六 局の会計処理の指導に関する事項。

課長代理（経営管理担当）

- 一 職員の定数に関する事項。
- 二 局の組織及び機構に関する事項。
- 三 東京都監理団体等に関する事項。
- 四 業務の監察指導に関する事項（課長代理（事務管理担当）に属するものを除く。）。
- 五 事務改善の助言及び勧告に関する事項（課長代理（事務管理担当）に属するものを除く。）。
- 六 監査に関する事項（課長代理（事務管理担当）に属するものを除く。）。

課長代理（事務管理担当）

- 一 業務の監察指導に関すること。
- 二 事務改善の助言及び勧告に関すること。
- 三 監査に関すること。
- 四 内部環境監査に関すること。

総務部安全対策推進課

課長代理（安全管理担当）

- 一 局の安全管理及び危機管理の総合調整に関すること。
- 二 局の安全管理体制及び危機管理態勢の整備に関すること（課長代理（運輸安全マネジメント推進担当）に属するものを除く。）。
- 三 輸送の安全に係る情報の公表に関すること（他の部に属するものを除く。）。
- 四 課内他の課長代理に属しないこと。

課長代理（運輸安全マネジメント推進担当）

- 一 運輸安全マネジメントの実施に関すること（他の部及び課長代理（安全管理担当）に属するものを除く。）。
- 二 安全統括管理者の業務の補佐に関すること（自動車事業に関するものを除く。）。
- 三 事故の未然防止対策及び再発防止対策の策定並びに進行管理に関すること（他の部に属するものを除く。）。

総務部お客様サービス課

課長代理（サービス推進担当）

- 一 お客様の案内に関すること（都営交通お客様センターに属するものを除く。）。
- 二 お客様の要望、苦情の処理に関すること（都営交通お客様センターに属するものを除く。）。
- 三 遺失物の処理に関すること（都営交通お客様センターに属するものを除く。）。
- 四 サービス推進に係る計画の策定及び運動に関すること。
- 五 情報公開に係る連絡調整及び実施に関すること。
- 六 個人情報の開示等に係る連絡調整及び受付に関すること。
- 七 施設見学の受付に関すること。
- 八 都営交通巡回モニター制度に関すること。

課長代理（広報担当）及び課長代理（報道担当）

- 一 局の広報及び広報行事の計画、調整及び実施に関すること。
- 二 報道機関等との連絡調整に関すること。
- 三 記念乗車券の発行に関すること。
- 四 ホームページの運営に関すること。
- 五 局の資料管理に関すること。
- 六 課内他の課長代理に属しないこと。

職員部人事課

課長代理（管理担当）及び課長代理（採用担当）

- 一 職員（課長及びこれに準ずる職以上の職にある者を除く。）の退職に関すること。
- 二 職員の退職共済年金に関すること。
- 三 職員の退職年金及び退職一時金に関すること。
- 四 職員の再任用及び再雇用に関すること。

- 五 非常勤職員に関すること。
- 六 職員の社会保険に関すること。
- 七 東京都人事委員会から委任を受けた職員の採用の選考に関すること。
- 八 部の庶務、文書及び会計事務に関すること。
- 九 部内他の課に属しないこと。

課長代理（人事担当）、課長代理（人事制度担当）及び課長代理（人材育成担当）

- 一 職員（課長及びこれに準ずる職以上の職にある者を除く。以下次号から第六号までにおいて同じ。）の任免及び給与に関すること。
- 二 職員の人事考課に関すること。
- 三 職員の履歴に関すること。
- 四 職員の転職及び昇任の選考及び試験に関すること。
- 五 職員の適性検査に関すること。
- 六 人事制度に関すること（課長代理（服務指導担当）に属するものを除く。）。
- 七 職員の確保・育成に関すること。
- 八 研修の基本方針の策定に関すること。

課長代理（服務指導担当）

- 一 職員の分限、懲戒及び服務に関すること。
- 二 職員の服務の監察指導に関すること。
- 三 人事制度に関すること（課長代理（人事担当）、課長代理（人材育成担当）及び課長代理（人事制度担当）に属するものを除く。）。
- 四 職員の表彰に関すること。

職員部労働課

課長代理（労務担当）及び課長代理（厚生担当）

- 一 職員の就業条件及び給与関係に関すること。
- 二 労働組合に関すること。
- 三 労務の情報統計に関すること。
- 四 貸与被服の条件に関すること。
- 五 職員の福利厚生に関すること。
- 六 職員住宅に関すること。
- 七 給食に関すること。
- 八 東京都交通局互助会及び東京都交通局職員文化会に関すること。
- 九 東京都職員共済組合に関すること。
- 十 一般財団法人東京都人材支援事業団に関すること。
- 十一 課内他の課長代理に属しないこと。

課長代理（給与担当）及び課長代理（人事給与システム担当）

- 一 給料及び手当の支払事務等に関すること。
- 二 給与簿の作成及び給与証明に関すること。
- 三 公務災害補償費の支払事務に関すること。
- 四 人事・給与関係システムの設計及びプログラムの作成に関すること。
- 五 人事・給与関係システムの維持管理に関すること。

課長代理（健康計画担当）及び課長代理（健康管理担当）

- 一 職員の健康管理及び健康診断に関すること。
- 二 職員の保健指導に関すること。

- 三 職員の安全及び衛生管理に関すること。
- 四 職員の労働災害に関すること。
- 五 局事業施設の環境調査及び環境改善に関すること。

資産運用部資産活用課

課長代理（管理担当）

- 一 部の庶務、人事及び文書事務に関すること。
- 二 部の会計事務及び物品調達に関すること。
- 三 無体財産権の総合調整に関すること。
- 四 無体財産権の活用に関すること（他の部に属するものを除く。）。
- 五 庁舎管理に係る連絡調整に関すること。
- 六 電話の管理、取得及び処分に関すること。
- 七 部内他の課に属しないこと。

課長代理（企画担当）及び課長代理（土地開発担当）（2名）

- 一 関連事業の企画に関すること。
- 二 関連事業の計画に関すること。
- 三 関連事業の総合的な調整に関すること。
- 四 関連事業推進会議に関すること。
- 五 土地及び建物の活用に係る計画の策定、調整及び実施に関すること。

課長代理（管財担当）

- 一 土地及び建物の利用に係る総合調整に関すること。
- 二 財産管理に係る連絡調整に関すること。
- 三 東京都交通局財産管理運用委員会に関すること。
- 四 土地（地下高速電車の建設及び改良の用地に係るものを除く。）及び建物の取得、管理及び処分に関すること（他の課長代理に属するものを除く。）。
- 五 土地（地下高速電車の建設及び改良の用地に係るものを除く。）及び建物の借入れに関すること。
- 六 関連事業に係る構築物の管理に関すること。
- 七 普通財産である土地（その土地の定着物を含む。）の信託並びにこれらの受益権の買い入れ及び譲渡に関すること。
- 八 局所管の事業の施行に伴う移転資金融資のあっせんに関すること（地下高速電車建設用地に係るものを除く。）。
- 九 土地及び建物の調査及び測量に関すること（他の課長代理に属するものを除く。）。

課長代理（土地管理担当）

- 一 土地（地下高速電車の建設及び改良の用地に係るものを除く。）及び建物の取得、管理及び処分に関すること。
- 二 土地及び建物の調査及び測量に関すること。

課長代理（活用推進担当）

- 一 土地及び建物の活用に係る計画の策定、調整及び実施に関すること（他の課長代理に属するものを除く。）。
- 二 土地及び建物の貸付けに関すること。
- 三 関連事業に係る構築物の貸付けに関すること。

資産運用部事業開発課

課長代理（広告担当）及び課長代理（媒体管理担当）

- 一 広告事業に係る計画の策定、調整及び実施に関すること。
- 二 車内、駅構内等における広告事業の管理に関すること（他の部に属するものを除く。）。
- 三 課内他の課長代理に属しないこと。

課長代理（構内営業担当）及び課長代理（通信事業担当）

- 一 駅構内の営業に関すること。
- 二 通信事業用財産の賃貸に関すること（他の部に属するものを除く。）。

資産運用部会計課

課長代理（会計担当）

- 一 会計事務の総合調整に関する事（総務部財務課に属するものを除く。）。
- 二 現金、有価証券及び担保物の出納及び保管管理に関する事。
- 三 出納取扱金融機関、収納取扱金融機関及びその他金融機関に関する事。
- 四 自動振替払による公共料金等の支出に関する事。
- 五 雑費分任資金前渡受者の命免に関する事。
- 六 課内他の課長代理に属しないこと。

課長代理（物品管理担当）

- 一 物品管理事務の総合調整に関する事。
- 二 貯蔵品の出納事務に関する事。
- 三 制服の調達及び貸与に関する事。
- 四 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の管理に関する事。

課長代理（審査担当）

- 一 収支伝票及び関係帳票の審査に関する事。
- 二 出納事務の指導に関する事。
- 三 前渡金に係る調査に関する事。

課長代理（検収担当）（3名）

- 一 検収事務の調整に関する事。
- 二 工事請負契約等に係る検査に関する事。
- 三 物品購入契約等に係る検査に関する事。
- 四 前二号の検査に係る検査員の命免及び指導に関する事。
- 五 請負工事に係る成績評定に関する事。

資産運用部契約課

課長代理（工事契約担当）及び課長代理（契約調整担当）

- 一 契約事務の総合調整に関する事。
- 二 業者登録に関する事。
- 三 契約事故の処理方針に関する事。
- 四 東京都交通局指名業者選考委員会の事務に関する事。
- 五 工事請負契約に関する事。
- 六 設計、業務等の委託契約に関する事（課長代理（物品契約担当）に属するものを除く。）。
- 七 課内他の課長代理に属しないこと。

課長代理（物品契約担当）

- 一 物品、材料等の購入の契約に関する事。
- 二 設計、業務等の委託の契約に関する事（課長代理（工事契約担当）に属するものを除く。）。

- 三 車両、機械等の修理の契約に関すること。
- 四 物件（土地及び建物を除く。）の賃貸借の契約に関すること。
- 五 不用品売却の契約に関すること。

電車部管理課

課長代理（管理担当）

- 一 電車、懸垂電車、地下高速電車及び日暮里・舎人ライナーに関する事務（運行に係る安全管理及び危機管理を除く。）の総合調整に関すること。
- 二 部の庶務、人事及び文書事務に関すること。
- 三 電車、懸垂電車、地下高速電車及び日暮里・舎人ライナーの要員計画に関すること。
- 四 電車、懸垂電車、地下高速電車及び日暮里・舎人ライナーの事故賠償に関すること（電車営業所、駅務管区、乗務管理所、日暮里・舎人営業所に属するものを除く。）。
- 五 部内他の課に属しないこと。

課長代理（業務担当）

- 一 部の会計事務に関すること。
- 二 部の物品調達に関すること。

電車部営業課

課長代理（計画担当）

- 一 電車、懸垂電車、地下高速電車及び日暮里・舎人ライナーの営業計画の策定及び変更に関すること。
- 二 電車、懸垂電車、地下高速電車及び日暮里・舎人ライナーの営業の総合調整に関すること。
- 三 電車、懸垂電車、地下高速電車及び日暮里・舎人ライナーの運賃、料金及び旅客取扱制度に関すること。
- 四 電車、懸垂電車、地下高速電車及び日暮里・舎人ライナーの乗車券の発行事務に関すること。
- 五 課内他の課長代理に属しないこと。

課長代理（ICカード計画担当）

- 一 ICカードシステムに係る計画の策定に関すること。
- 二 ICカードシステムと府内の諸施策との連携に関すること。

課長代理（旅客担当）及び課長代理（営業推進担当）

- 一 地下高速電車及び日暮里・舎人ライナーの旅客営業に係る連絡調整に関すること。
- 二 地下高速電車及び日暮里・舎人ライナーの旅客営業に係る業務の指導に関すること（他の課長代理に属するものを除く。）。
- 三 電車、懸垂電車、地下高速電車及び日暮里・舎人ライナーの旅客誘致に関すること。
- 四 電車、懸垂電車、地下高速電車及び日暮里・舎人ライナーの企画乗車券の立案に関すること。
- 五 電車、懸垂電車、地下高速電車及び日暮里・舎人ライナーの営業案内に係るポスター類の作成に関すること。
- 六 電車、地下高速電車及び日暮里・舎人ライナーの広告業務に関すること（他の部に属するものを除く。）。

課長代理（施設改良担当）

- 一 地下高速電車及び日暮里・舎人ライナーの計画路線及び建設中の路線（以下「新線」という。）の営業に係る施設の計画の策定に関すること。

- 二 地下高速電車及び日暮里・舎人ライナーの新線の営業に係る施設の連絡折衝に関すること。
- 三 電車、懸垂電車の停留場及び地下高速電車、日暮里・舎人ライナーの駅施設（出改札業務に係る駅務機器を除く。）の改善計画に関すること。
- 四 電車、懸垂電車、地下高速電車及び日暮里・舎人ライナーの運輸標示類の整備及び改善計画に関すること。

課長代理（駅務システム担当）

- 一 電車、懸垂電車、地下高速電車及び日暮里・舎人ライナーの出改札業務に係る駅務システムの計画の策定に関すること。
- 二 電車、懸垂電車、地下高速電車及び日暮里・舎人ライナーの出改札業務に係る駅務機器の整備及び改善計画に関すること。
- 三 ICカードシステムに係る計画の策定に関すること（課長代理（ICカード計画担当）に属するものを除く。）。

課長代理（審査担当）

- 一 電車、懸垂電車、地下高速電車及び日暮里・舎人ライナーの運賃及び料金並びに乗車券（ICカード乗車券を含む。）の審査に関すること。
- 二 電車、懸垂電車、地下高速電車及び日暮里・舎人ライナーの運輸帳票類の審査に関すること。
- 三 電車、懸垂電車、地下高速電車及び日暮里・舎人ライナーの営業に係る統計の収集作成に関すること。
- 四 電車、懸垂電車、地下高速電車及び日暮里・舎人ライナーの運賃及び料金に係る業務の指導に関すること。
- 五 ティーカードのエンコードに関すること。

電車部運転課

課長代理（運転担当）及び課長代理（運行計画担当）

- 一 電車、懸垂電車、地下高速電車及び日暮里・舎人ライナーの運転計画の策定及び変更に関すること。
- 二 地下高速電車の相互直通運転に関すること。
- 三 電車、懸垂電車、地下高速電車及び日暮里・舎人ライナーの運転施設の新設計画に関すること。
- 四 電車、地下高速電車及び日暮里・舎人ライナーの運行管理システムに関すること。
- 五 電車、懸垂電車、地下高速電車及び日暮里・舎人ライナーの運転に係る統計の収集作成に関すること。
- 六 課内他の課長代理に属しないこと。

課長代理（保安担当）及び課長代理（安全指導担当）

- 一 電車、懸垂電車、地下高速電車及び日暮里・舎人ライナーの運行に係る安全管理及び危機管理の総合調整に関すること。
- 二 電車、懸垂電車、地下高速電車及び日暮里・舎人ライナーの運転取扱制度に関すること。
- 三 電車、懸垂電車、地下高速電車及び日暮里・舎人ライナーの運転取扱業務の連絡調整並びに乗務員の指導監督に関すること。
- 四 電車、懸垂電車、地下高速電車及び日暮里・舎人ライナーの運転に係る事故の防止、調査及び報告に関すること。
- 五 電車、懸垂電車、地下高速電車及び日暮里・舎人ライナーの運転施設の改廃に関すること。

自動車部管理課

課長代理（管理担当）

- 一 部の庶務、人事及び文書事務に関すること。
- 二 自動車に関する事務の連絡統制に関すること。
- 三 部内他の課に属しないこと。

課長代理（業務担当）

- 一 部の会計事務に関すること。
- 二 部の物品調達（自動車の車両の資材物品並びに自動車の燃料及び油脂に関するものを除く。）に関すること。
- 三 部の施設（自動車の運転施設に関するものを除く。）の建設改良及び維持管理に関すること。

自動車部計画課

課長代理（計画調整担当）及び課長代理（路線調整担当）

- 一 自動車の営業計画の策定及び変更に関する事（課長代理（事業企画担当）に属するものを除く。）。
- 二 自動車の運行系統の新設及び改廃に関する事（課長代理（事業企画担当）に属するものを除く。）。
- 三 自動車の運行系統の新設及び改廃に伴う運転施設の位置決めに関する事。
- 四 自動車運賃及び料金の制定及び変更の連絡折衝に関する事。

課長代理（オリンピック・パラリンピック輸送担当）

- 一 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会における輸送に関する事（他の課及び課長代理に属するものを除く。）。
- 二 臨海地域における新たな拠点に関する事（他の課及び課長代理に属するものを除く。）。

課長代理（事業企画担当）

- 一 自動車の営業計画及び運行系統の新設及び改廃の基本計画に関する事。
- 二 自動車の新規事業（企業送迎を含む。）、増収対策（PRを含む。）及びその他営業に係る分析及び企画の立案に関する事。
- 三 自動車運賃及び料金の制定及び変更の計画に関する事。
- 四 自動車の営業成績その他諸統計の収集作成に関する事。

課長代理（運転計画担当）

- 一 自動車の運転に係る実施計画の策定及び変更に関する事。
- 二 ダイヤシステムに関する事。

課長代理（バス施設向上担当）

- 一 自動車の運転施設の新設及び改廃に関する事（課長代理（計画調整担当）及び課長代理（路線調整担当）に属するものを除く。）。
- 二 課内他の課長代理に属しない事。

課長代理（自動車システム担当）

- 一 自動車営業所の事務管理システムに関する事。
- 二 バス総合運輸管理システムに関する事。

自動車部営業課

課長代理（営業担当）

- 一 自動車の旅客取扱いに関する事。
- 二 自動車の乗車券の発行事務に関する事。

- 三 自動車の運賃及び料金等の取扱いに関すること。
- 四 自動車の旅客案内に関すること（課長代理（営業推進担当）に属するものを除く。）。
- 五 課内他の課長代理に属しないこと。

課長代理（ICカード担当）

- 一 自動車のICカードに関すること。

課長代理（シルバーパス担当）

- 一 東京都シルバーパスに関すること。

課長代理（営業推進担当）及び課長代理（観光担当）

- 一 自動車の営業に係る企画の立案及び実施に関する事項（計画課に属するものを除く。）。

- 二 自動車の旅客誘致に関する事項。

- 三 自動車の旅客案内に関する事項（課長代理（営業担当）に属するものを除く。）。

- 四 貸切自動車の業務に関する事項。

- 五 自動車の臨時輸送の業務に関する事項。

- 六 特定自動車の業務に関する事項。

課長代理（運行管理担当）及び課長代理（安全・サービス担当）

- 一 自動車の運転事故及び運行障害の防止並びにこれらの処理に関する事項。

- 二 自動車乗務員等の運転及び接遇に係る指導に関する事項（仕業実績に基づく指導を含む。）。

- 三 自動車の優先通行対策に関する事項。

- 四 自動車の運行に係る安全管理、危機管理及び安全マネジメントに関する事項（他の部に属するものを除く。）。

- 五 自動車のサービス向上及び推進に関する事項（他の部に属するものを除く。）。

- 六 自動車の運転事故に関連する賠償に関する事項（自動車営業所に属するものを除く。）。

- 七 自動車保険の事務に関する事項。

- 八 自動車の事故前渡金に関する事項。

自動車部車両課

課長代理（車両管理担当）及び課長代理（設計担当）

- 一 自動車の車両の管理及び整備技術の指導に関する事項。

- 二 自動車の車両の整備及び検査の計画に関する事項。

- 三 自動車の車両の整備の施設に関する事項。

- 四 自動車の車両の購入、配車及び廃車に関する事項。

- 五 諸機械の制作及び処理の計画に関する事項。

- 六 自動車の車両の設計及び技術的調査研究に関する事項。

- 七 課内他の課長代理に属しない事項。

課長代理（資材担当）

- 一 自動車の車両の資材物品の調達及び配給に関する事項。

- 二 自動車の車両の資材物品の需給調整に関する事項。

- 三 自動車の燃料及び油脂に関する事項。

車両電気部管理課

課長代理（管理担当）

- 一 部の庶務、人事及び文書事務に関する事項。

- 二 部内他の課に属しない事項。

課長代理（業務担当）

- 一 部の会計事務（電気事業に関するものを除く。）に関すること。
- 二 電車、懸垂電車、地下高速電車及び日暮里・舎人ライナーの車両の新造、改良及び維持管理に関する事務の連絡統制に関すること。
- 三 電車、懸垂電車、地下高速電車及び日暮里・舎人ライナーの車両の資材その他物品の需給調整、調達及び配給に関すること。
- 四 電車、懸垂電車、地下高速電車及び日暮里・舎人ライナーの車両の購入に関すること。
- 五 電気施設の建設、改良及び維持管理並びに支障工事に関する事務の連絡統制に関すること。
- 六 地下高速電車の電気設備の建設に係る設計及び工事に関する事務の連絡統制に関すること。
- 七 電気用資材その他物品の需給調整、調達及び配給に関すること。

課長代理（発電担当）及び課長代理（発電調整担当）

- 一 電気事業に関する事務の総合調整に関すること。
- 二 電気事業の認（許）可申請に関すること。
- 三 電気料金単価の決定の連絡折衝に関すること。
- 四 発電施設並びに送電施設の建設、改良及び維持管理の計画並びに技術に関すること。
- 五 発電施設並びに送電施設の建設工事、改良工事、維持補修工事及び支障工事並びにこれらの工事の連絡調整に関すること。
- 六 発電の受給計画及び流量計算に関すること。
- 七 公営電気事業経営者会議に関すること。
- 八 部の会計事務（電気事業に関することに限る。）に関すること。

車両電気部車両課

課長代理（計画担当）及び課長代理（計画調整担当）

- 一 電車、懸垂電車、地下高速電車及び日暮里・舎人ライナーの車両、検修施設及び検修機械設備に係る基本計画及び連絡調整に関すること。
- 二 電車、懸垂電車、地下高速電車及び日暮里・舎人ライナーの車両の認（許）可申請に係る他の鉄道事業者との連絡調整に関すること。
- 三 電車、懸垂電車、地下高速電車及び日暮里・舎人ライナーの車両に係る技術調査並びに他の鉄道事業者等との技術協議に関すること。
- 四 電車、懸垂電車、地下高速電車及び日暮里・舎人ライナーの車両係員の教育及び訓練の計画に関すること。
- 五 電車、懸垂電車、地下高速電車及び日暮里・舎人ライナーの車両に係る検査の統計及び報告に関すること。
- 六 課内他の課長代理に属しないこと。

課長代理（車両担当）及び課長代理（車両調整担当）

- 一 電車、懸垂電車、地下高速電車及び日暮里・舎人ライナーの車両の新造及び改良に係る計画に関すること。
- 二 電車、懸垂電車、地下高速電車及び日暮里・舎人ライナーの車両の新造、改良及び更新の設計に関すること。
- 三 電車、懸垂電車、地下高速電車及び日暮里・舎人ライナーの車両の設計に係る調査及び試験に関すること。
- 四 電車、懸垂電車、地下高速電車及び日暮里・舎人ライナーの車両の新造、改良及び更新工事の施工管理に関すること。
- 五 電車、懸垂電車、地下高速電車及び日暮里・舎人ライナーの車両の新造、変更の認（許）可申請に関すること（課長代理（計画担当）に属するものを除く。）。

課長代理（検修担当）

- 一 電車、懸垂電車、地下高速電車及び日暮里・舎人ライナーの車両の運用に係る計画及び管理に関すること。
- 二 電車、懸垂電車、地下高速電車及び日暮里・舎人ライナーの車両の検査に係る計画及び入出場に関すること。
- 三 車両検修場における作業調整及び連絡調整に関すること。
- 四 検修作業の調査及び研究に関すること。
- 五 電車、懸垂電車、地下高速電車及び日暮里・舎人ライナーの車両関係の事故の調査及び研究に関すること。
- 六 電車、懸垂電車、地下高速電車及び日暮里・舎人ライナーの車両台帳の整理保管に関すること。

課長代理（施設担当）

- 一 電車、懸垂電車、地下高速電車及び日暮里・舎人ライナーの検修施設及び検修機械設備の計画に関すること。
- 二 電車、懸垂電車、地下高速電車及び日暮里・舎人ライナーの検修施設及び検修機械設備の製作、改良及び更新の設計に関すること。
- 三 電車、懸垂電車、地下高速電車及び日暮里・舎人ライナーに係る諸施設及び機械設備の維持管理に関すること。
- 四 諸機械の製作及び修理に関すること。

車両電気部電力課

課長代理（計画担当）

- 一 電車、懸垂電車、地下高速電車及び日暮里・舎人ライナーの電気設備及び機械設備の建設改良、維持管理の技術の総合調整に関すること（建設工務部に属するものを除く。）。
- 二 運輸安全マネジメントにおける電気設備施設管理者及び運転保安設備施設管理者の業務に関すること。
- 三 電車、懸垂電車、地下高速電車及び日暮里・舎人ライナーの電気設備及び機械設備の建設改良、維持管理の基本計画及び連絡調整に関すること（総務部企画調整課及び建設工務部に属するものを除く。）。
- 四 電車、懸垂電車、地下高速電車及び日暮里・舎人ライナーの電気設備及び機械設備工事の認（許）可に係る調整に関すること。
- 五 課内他の課長代理に属しないこと。

課長代理（電路担当）及び課長代理（電路調整担当）

- 一 電車、懸垂電車、地下高速電車及び日暮里・舎人ライナーの電線路、電灯電力設備（以下「電路設備」という。）の改良及び維持管理の計画、設計及び技術に関すること。
- 二 電車、懸垂電車、地下高速電車及び日暮里・舎人ライナーの電路設備工事の認（許）可申請に関すること。
- 三 電車、懸垂電車、地下高速電車及び日暮里・舎人ライナーの電路設備の調査統計に関すること。

課長代理（電力担当）及び課長代理（電力調整担当）

- 一 電車、懸垂電車、地下高速電車及び日暮里・舎人ライナーの変電設備の管理及び連絡に関すること。
- 二 電力の受給及び電力統計に関すること。
- 三 変電設備の建設及び改良工事の計画及び調査に関すること。

四 変電設備の建設、改良及び維持工事の設計に関すること。

五 変電設備工事の認（許）可申請に関すること。

課長代理（機械設備担当）及び課長代理（機械設備調整担当）

一 地下高速電車及び日暮里・舎人ライナーの機械設備の改良及び維持管理の計画、設計及び技術に関すること（建設工務部建築課に属するものを除く。）。

二 地下高速電車及び日暮里・舎人ライナーの機械設備の調査統計に関すること。

車両電気部信号通信課

課長代理（設計技術担当）

一 電車、懸垂電車、地下高速電車及び日暮里・舎人ライナーの電気設備及び機械設備の建設改良、維持管理の計画、設計及び技術並びに連絡調整に関すること（電力課に属するものを除く。）。

二 電車、懸垂電車、地下高速電車及び日暮里・舎人ライナーの電気設備及び機械設備の工事に係る認（許）可申請に関すること（電力課に属するものを除く。）。

三 電車、懸垂電車、地下高速電車及び日暮里・舎人ライナーの電気設備及び機械設備の設計に用いる技術基準の管理に関すること。

四 電車、懸垂電車、地下高速電車及び日暮里・舎人ライナーの電気設備及び機械設備の工事に係る諸調査に関するこ（電力課に属するものを除く。）。

五 課内他の課長代理に属しないこと。

課長代理（設計審査担当）

一 電車、懸垂電車、地下高速電車及び日暮里・舎人ライナーの信号保安設備の改良及び維持管理の計画、設計及び技術、並びにその審査に関するこ。

二 電車、懸垂電車、地下高速電車及び日暮里・舎人ライナーの電気設備及び機械設備の計画、設計及び技術に係る審査の総括に関するこ（他の課に属するものを除く。）。

課長代理（信号担当）

一 電車、懸垂電車、地下高速電車及び日暮里・舎人ライナーの信号保安設備の改良及び維持管理の計画、設計及び技術、並びにその審査に関するこ（課長代理（設計審査担当）に属するものを除く。）。

二 電車、懸垂電車、地下高速電車及び日暮里・舎人ライナーの信号保安設備工事の認（許）可申請に関するこ。

三 電車、懸垂電車、地下高速電車及び日暮里・舎人ライナーの信号保安設備の調査統計に関するこ。

課長代理（通信担当）

一 電車、懸垂電車、地下高速電車及び日暮里・舎人ライナーの保安通信設備の改良及び維持管理の計画、設計及び技術に関するこ。

二 電車、懸垂電車、地下高速電車及び日暮里・舎人ライナーの保安通信設備工事の認（許）可申請に関するこ。

三 電車、懸垂電車、地下高速電車及び日暮里・舎人ライナーの保安通信設備の調査統計に関するこ。

建設工務部管理課

課長代理（管理担当）

一 部の庶務、人事及び文書事務に関するこ。

二 電車及び地下高速電車の建設並びに構築物の改良に係る進行管理に関するこ。

三 電車及び地下高速電車の建設に係る官公庁等との連絡に関すること。

四 部内他の課に属しないこと。

課長代理（用地涉外担当）

一 地下高速電車の建設及び改良の計画に係る物件の取得、管理及び処分に関する事務並びに地下高速電車の建設工事及び改良工事に起因する損害補償の基準等に関する事務。

二 地下高速電車建設用地その他これに関連する物件の収用及び移転資金融資あつせんに関する事務。

課長代理（業務担当）

一 部の会計事務に関する事務。

二 電車の軌道及び構築物の建設、改良及び維持管理に関する事務の連絡統制に関する事務。

三 懸垂電車及び日暮里・舎人ライナーの軌道及び構築物の改良及び維持管理に関する事務の連絡統制に関する事務。

四 地下高速電車の軌道の建設、改良及び維持管理に関する事務の連絡統制に関する事務。

五 地下高速電車の構築物及びこれに附帯する設備の建設、改良及び維持管理の連絡統制に関する事務（車両電気部に属するものを除く。）。

六 建築及び營繕並びに前三号に規定する構築物以外の構築物の建設、改良及び維持管理に関する事務の連絡統制に関する事務。

七 部の工事関係用資材その他物品の需給調整、調達及び配給に関する事務。

八 高速電車資本勘定に係る予算、決算、補助金、起債及び固定資産整理に関する事務。

建設工務部計画改良課

課長代理（企画担当）及び課長代理（計画担当）

一 電車及び地下高速電車建設の基本計画に関する事務（総務部企画調整課に属するものを除く。）。

二 電車及び地下高速電車の構築物の建設に係る基本計画、連絡調整及び技術開発に関する事務。

三 電車及び地下高速電車の建設及び構築物の改良に係る計画の調整に関する事務（総務部企画調整課に属するものを除く。）。

四 電車及び地下高速電車の建設及び構築物の改良に係る技術の調査、研究及び情報収集に関する事務（総務部企画調整課に属するものを除く。）。

五 電車及び地下高速電車の建設に伴う他の鉄道及び施設との技術協議に関する事務。

六 地下高速電車大江戸線環状部の建設に係る連絡調整に関する事務。

七 日暮里・舎人ライナーに関する関係機関との連絡調整に関する事務（課長代理（連絡調整担当）に属するものを除く。）。

八 課内他の課長代理に属しないこと。

課長代理（技術管理担当）及び課長代理（技術調整担当）

一 電車及び地下高速電車の建設工事並びに電車、懸垂電車、地下高速電車及び日暮里・舎人ライナーの改良工事に係る積算基準の策定及び積算の調整に関する事務。

二 電車、懸垂電車、地下高速電車及び日暮里・舎人ライナーの維持工事並びに他部依頼工事に係る積算基準の策定及び積算の調整に関する事務。

三 電車及び地下高速電車の建設並びに電車、懸垂電車、地下高速電車及び日暮里・舎人ライナーの改良に係る設計に関する技術的基準の策定及び調整に関する事務。

四 電車及び地下高速電車の建設並びに電車、懸垂電車、地下高速電車及び日暮里・舎人ライナーの改良に係る土木技術に関する事務。

五 電車及び地下高速電車の建設及び改良に係る設計及び積算の電子計算機によるシステムの開発及び処理に関すること。

六 電車及び地下高速電車の建設及び改良の工事に係る建設副産物の再資源化に関すること。

七 電車及び地下高速電車の建設及び改良に係る工事施工体制の点検に関すること。

課長代理（改良計画担当）、課長代理（改良計画調整担当）及び課長代理（建築計画担当）

一 電車及び地下高速電車の構築物の改良に係る基本計画、連絡調整及び技術開発に関するこ
と。

二 地下高速電車の建物の改良に係る基本計画、連絡調整及び技術開発に関するこ
と。

三 電車及び地下高速電車の建設の認（許）可申請及び工事施行認可申請に関するこ
と（課長代理（連絡調整担当）に属するものを除く。）。

四 電車及び地下高速電車の建物及び軌道の建設工事及び改良工事の認（許）可申請に関するこ
と（課長代理（連絡調整担当）に属するものを除く。）。

五 電車及び地下高速電車の構築物の建設工事及び改良工事の認（許）可に係る調整に関するこ
と（課長代理（連絡調整担当）に属するものを除く。）。

六 認定鉄道事業者制度に伴う鉄道土木施設に係る設計及び竣工確認業務の管理に関するこ
と（課長代理（連絡調整担当）に属するものを除く。）。

課長代理（連絡調整担当）

一 電車及び地下高速電車の建設の認（許）可申請及び工事施行認可申請に関するこ
と。

二 電車及び地下高速電車の建物及び軌道の建設工事及び改良工事の認（許）可申請に関するこ
と。

三 電車及び地下高速電車の構築物の建設工事及び改良工事の認（許）可に係る調整に関するこ
と。

四 認定鉄道事業者制度に伴う鉄道土木施設に係る設計及び竣工確認業務の管理に関するこ
と。

五 日暮里・舎人ライナーに関する関係機関との連絡調整に関するこ
と。

課長代理（設計担当）

一 電車及び地下高速電車の構築物の建設及び改良の実施計画及び設計に関するこ
と。

二 電車及び地下高速電車の構築物の建設及び改良に係る関連工事の設計に関するこ
と。

三 電車及び地下高速電車の構築物の建設及び改良に係る受委託工事の技術協議に関するこ
と。

四 構築物（電車、懸垂電車、地下高速電車及び日暮里・舎人ライナーに関するものを除く。）
の建設工事、改良工事及び維持工事の実施計画及び設計に関するこ
と。

課長代理（工事担当）、課長代理（工務担当）、課長代理（工事調整担当）及び課長代理（道路調
整担当）

一 電車及び地下高速電車の構築物の建設及び改良の実施計画に係る調整及び全体工程管理に
関すること。

二 電車及び地下高速電車の構築物の建設及び改良の実施計画に必要な諸調査及び測量に關す
ること。

三 電車及び地下高速電車の構築物の建設及び改良に係る環境対策に関するこ
と。

四 電車及び地下高速電車の構築物の建設及び改良に係る官公庁、他企業等との技術に係る連
絡調整に関するこ
と。

五 電車及び地下高速電車の構築物の建設工事及び改良工事の施行計画及び認（許）可申請に
関すること（課長代理（改良計画担当）に属するものを除く。）。

六 電車及び地下高速電車の構築物の建設工事及び改良工事の施行に係る工程管理、技術指導
及び連絡調整に関するこ
と。

七 電車及び地下高速電車の構築物の建設及び改良に係る試掘調査等の実施及び道路施設の処

理に関すること。

- 八 電車及び地下高速電車の構築物の建設工事及び改良工事の工事変更に関すること。
- 九 電車及び地下高速電車の構築物の建設及び改良に伴う支障物件の処理に関すること。
- 十 電車及び地下高速電車の構築物の建設工事及び改良工事の関連工事の施工計画及び施行に関すること。
- 十一 電車及び地下高速電車の構築物の建設工事及び改良工事の受委託工事の施工計画及び施行に関すること。
- 十二 構築物（電車、懸垂電車、地下高速電車及び日暮里・舎人ライナーに関するものを除く。）の建設工事、改良工事及び維持工事の施工に係る技術指導に関すること。
- 十三 電車及び地下高速電車の構築物、建物及び軌道の建設工事、改良工事、維持工事並びに他部依頼工事に伴う道路工事の調整に関すること。

建設工務部保線課

課長代理（計画調整担当）及び課長代理（軌道システム担当）

- 一 電車及び地下高速電車の軌道の建設並びに電車、懸垂電車、地下高速電車及び日暮里・舎人ライナーの軌道の改良の基本計画、連絡調整及び技術開発に関する事項（課長代理（調整担当）に属するものを除く。）。
- 二 電車、懸垂電車、地下高速電車及び日暮里・舎人ライナーの軌道の維持管理の基本計画、連絡調整及び技術開発に関する事項（課長代理（調整担当）に属するものを除く。）。
- 三 懸垂電車の構築物の改良並びに電車、懸垂電車、地下高速電車及び日暮里・舎人ライナーの構築物の維持管理の基本計画、連絡調整及び技術開発に関する事項（課長代理（調整担当）に属するものを除く。）。
- 四 電車、懸垂電車、地下高速電車及び日暮里・舎人ライナーの軌道及び構築物の調査統計に関する事項。
- 五 地下高速電車の沿道、地上権設定箇所及び高架下利用箇所の建築確認等に際しての協議及び調整に関する事項（課長代理（建築相談担当）に属するものを除く。）。
- 六 電車及び地下高速電車の軌道及び構築物の管理システムの計画及び設計に関する事項。
- 七 課内他の課長代理に属しないこと。

課長代理（調整担当）

- 一 電車、懸垂電車、地下高速電車及び日暮里・舎人ライナーの軌道及び構造物に係る安全管理及び事故防止に関する事項。
- 二 電車、懸垂電車、地下高速電車及び日暮里・舎人ライナーの軌道及び構造物に係る連絡調整に関する事項。
- 三 工務係員の教育訓練に関する事項（職員部人事課及び研修所に属するものを除く。）。

課長代理（軌道担当）

- 一 電車及び地下高速電車の軌道の建設並びに電車、懸垂電車、地下高速電車及び日暮里・舎人ライナーの軌道の改良の実施計画、設計及び技術指導に関する事項。
- 二 電車、懸垂電車、地下高速電車及び日暮里・舎人ライナーの軌道の維持管理の実施計画、設計及び技術指導に関する事項。
- 三 電車及び懸垂電車の構築物の維持管理の実施計画、設計及び技術指導に関する事項。
- 四 懸垂電車の構築物の改良の実施計画、設計及び技術指導に関する事項。
- 五 電車及び懸垂電車の支障工事に関する事項。

課長代理（構築担当）

- 一 地下高速電車及び日暮里・舎人ライナーの構築物の維持管理の実施計画、設計及び技術指

導に關すること。

二 地下高速電車及び日暮里・舎人ライナーの支障工事に關すること。

課長代理（建築相談担当）

一 電車、地下高速電車及び日暮里・舎人ライナーの沿道、地上権設定箇所及び高架下利用箇所の建築確認等に際しての協議及び調整に關すること。

二 地下高速電車及び日暮里・舎人ライナーの支障工事に關すること。

建設工務部建築課

課長代理（計画調整担当）

一 建物及びその附帯設備の新築、改良及び修繕の計画並びに連絡調整に關すること（車両電気部及び計画改良課に属するものを除く。）。

二 建物及びその附帯設備の新築、改良及び修繕の工事の認（許）可に係る調整に關すること（車両電気部及び計画改良課に属するものを除く。）。

三 建物及びその附帯設備の新築、改良及び修繕の工事の施行に係る工程管理に關すること（車両電気部に属するものを除く。）。

四 課内他の課長代理に属しないこと。

課長代理（技術調整担当）

一 建物の新築、改良及び修繕の工事の技術に關すること（計画改良課に属するものを除く。）。

二 建物及びその附帯設備の新築、改良及び修繕の工事の施行に係る工事指導に關すること（車両電気部に属するものを除く。）。

課長代理（鉄道建築設計担当）及び課長代理（鉄道建築設計調整担当）

一 建物の新築、改良及び修繕の工事の認（許）可申請に關すること（計画改良課及び課長代理（施設整備担当）に属するものを除く。）。

二 建物の新築、改良及び修繕の工事の設計並びに維持管理の計画に關すること（課長代理（施設整備担当）に属するものを除く。）。

課長代理（施設整備担当）

一 建物の新築、改良及び修繕の工事の認（許）可申請に關すること（計画改良課、課長代理（鉄道建築設計担当）及び課長代理（鉄道建築設計調整担当）に属するものを除く。）。

二 建物の新築、改良及び修繕の工事の設計並びに維持管理の計画に關すること（計画改良課、課長代理（鉄道建築設計担当）及び課長代理（鉄道建築設計調整担当）に属するものを除く。）。

三 建物（地下高速電車及び日暮里・舎人ライナーの駅舎を除く。）の新築、改良及び修繕の工事に關すること。

課長代理（機械設備担当）

一 建物の附帯機械設備の新設、改良及び修繕の工事の技術に關すること（車両電気部及び計画改良課に属するものを除く。）。

二 建物の附帯機械設備の新設、改良及び修繕の工事の認（許）可申請に關すること（車両電気部及び計画改良課に属するものを除く。）。

三 建物の附帯機械設備の新設、改良及び修繕の工事の設計並びに維持管理の計画に關すること（車両電気部に属するものを除く。）。

四 建物（地下高速電車及び日暮里・舎人ライナーの駅舎を除く。）の附帯機械設備の新設、改良及び修繕の工事に關すること。

五 地下高速電車の建設に係る機械設備の計画、技術及び設計に關すること。

課長代理（昇降機設備担当）

一 地下高速電車の駅舎の附帯設備（昇降設備に限る。）の新設、改良及び修繕の工事の技術に

- 関すること（車両電気部に属するものを除く。）。
- 二 地下高速電車の駅舎の附帯設備（昇降設備に限る。）の新設、改良及び修繕の工事の認（許可申請）に関する事項（車両電気部に属するものを除く。）。
- 三 地下高速電車の駅舎の附帯設備（昇降設備に限る。）の新設、改良及び修繕の工事の設計並びに維持管理の計画に関する事項（車両電気部に属するものを除く。）。

課長代理（電気設備担当）

- 一 建物の附帯電気設備の新設、改良及び修繕の工事の技術に関する事項（車両電気部及び計画改良課に属するものを除く。）。
- 二 建物の附帯電気設備の新設、改良及び修繕の工事の認（許可申請）に関する事項（車両電気部及び計画改良課に属するものを除く。）。
- 三 建物の附帯電気設備の新設、改良及び修繕の工事の設計並びに維持管理の計画に関する事項（車両電気部に属するものを除く。）。
- 四 建物（地下高速電車及び日暮里・舎人ライナー駅舎を除く。）の附帯電気設備の新設、改良及び修繕の工事に関する事項。

都営交通お客様センター

都営交通お客様センター所長及び課長代理（お客様の声担当）（2名）

- 一 お客様の案内に関する事項。
- 二 お客様の要望、苦情の処理に関する事項。
- 三 遺失物の処理に関する事項。

研修所

課長代理（計画担当）

- 一 研修の実施計画に関する事項。
- 二 一般研修（これに類する研修を含む。）、講師研修、派遣研修及び海外研修並びに通信教育研修に関する事項。
- 三 職場研修に対する総合調整に関する事項。
- 四 研修に関する連絡調整に関する事項。
- 五 所内他の課長代理に属しないこと。

課長代理（鉄・軌道教務担当）及び課長代理（鉄・軌道教務調整担当）

- 一 鉄道事業及び軌道事業の業務に直接従事する職員（技術関係の職員を除く。）に対する実務研修（これに類する研修を含む。）に関する事項。

課長代理（自動車教務担当）及び課長代理（教習担当）

- 一 自動車運送事業の業務に直接従事する職員（技術関係の職員を除く。）に対する実務研修（これに類する研修を含む。）に関する事項。

荒川電車営業所

課長代理（管理担当）

- 一 電車及び懸垂電車の運転に係る実施計画に関する事項。
- 二 所内他の課長代理に属しないこと。

課長代理（運輸担当）（2名）

- 一 電車に係る事業所における電車の運行に係る安全管理及び危機管理の総合調整に関する事項。
- 二 電車の運転及び営業に係る業務に関する事項。

- 三 電車の乗車券及び収入金の取扱いに関すること。
- 四 電車の運転事故及び輸送障害の防止及び処理に関すること。

課長代理（懸垂電車区長）

- 一 懸垂電車に係る事業所における懸垂電車の運行に係る安全管理及び危機管理の総合調整に
関すること。
- 二 懸垂電車の運転及び営業に係る業務に関すること。
- 三 懸垂電車の乗車券及び収入金の取扱いに関すること。
- 四 懸垂電車の運転事故及び輸送障害の防止及び処理に関すること。

総合指令所

課長代理（運輸指令区長）

- 一 地下高速電車に係る事業所における地下高速電車の運行に係る安全管理及び危機管理の総
合調整に
関すること。
- 二 地下高速電車の運転に関する指令、整理その他運行管理に
関すること。
- 三 地下高速電車の列車集中制御に
関すること。
- 四 地下高速電車に係る線路閉鎖及びトロリー使用に
関すること。
- 五 地下高速電車の緊急時における旅客取扱いの指令に
関すること。
- 六 東京都防災行政無線に
関すること。
- 七 総合指令所内における職員の指導及び育成に
関すること（課長代理（総合指令担当）及び
課長代理（旅客指令区長）に属するものを除く。）。
- 八 総合指令所内における研修及び訓練の計画及び実施に
関すること（課長代理（総合指令担
当）及び課長代理（旅客指令区長）に属するものを除く。）。
- 九 所内他の課長代理に属しないこと。

課長代理（総合指令担当）

- 一 地下高速電車に係る事業所における事業運営に係る総合調整に
関すること。
- 二 総合指令所内における職員の指導及び育成に
関すること（課長代理（運輸指令区長）及び
課長代理（旅客指令区長）に属するものを除く。）。
- 三 総合指令所内における研修及び訓練の計画及び実施に
関すること（課長代理（運輸指令区
長）及び課長代理（旅客指令区長）に属するものを除く。）。

課長代理（旅客指令区長）

- 一 地下高速電車における振替輸送の受委託に
関すること。
- 二 地下高速電車の旅客営業に係る情報提供に
関すること。
- 三 地下高速電車の緊急時における旅客及び報道機関等への情報提供に
関すること。
- 四 総合指令所内における職員の指導及び育成に
関すること（課長代理（運輸指令区長）及び
課長代理（総合指令担当）に属するものを除く。）。
- 五 総合指令所内における研修及び訓練の計画及び実施に
関すること（課長代理（運輸指令区
長）及び課長代理（総合指令担当）に属するものを除く。）。

都庁前駅務管区

課長代理（都庁前駅務区長）及び課長代理（指導担当区長）（2名）

- 一 牛込柳町、若松河田、東新宿、新宿西口、大江戸線新宿、都庁前、西新宿五丁目及び中野
坂上の各駅（以下「都庁前管理駅」という。）における地下高速電車の乗車券及び収入金の取
扱いに
関すること。
- 二 都庁前管理駅構内の信号機及び連動装置の取扱いその他保安業務に
関すること。

- 三 都庁前管理駅構内における地下高速電車及びトロリーの運転取扱いに関すること。
- 四 都庁前管理駅構内の管理に関すること。
- 五 都庁前管理駅構内における事故の防止及び処理に関すること。
- 六 都庁前管理駅構内における遺失物の取扱いに関すること。
- 七 都庁前管理駅構内における広告業務に関するこ（他の部に属するものを除く。）。
- 八 都庁前駅務管区内における職員の指導及び育成に関するこ。
- 九 都庁前駅務管区内における研修及び訓練の計画及び実施に関するこ。
- 十 その他駅務に関するこ。
- 十一 管区内他の課長代理に属しないこと。

課長代理（市ヶ谷駅務区長）

- 一 新宿線新宿、新宿三丁目、曙橋、市ヶ谷、九段下、小川町及び岩本町の各駅（以下「市ヶ谷管理駅」という。）における地下高速電車の乗車券及び収入金の取扱いに関するこ。
- 二 市ヶ谷管理駅構内の信号機及び連動装置の取扱いその他保安業務に関するこ。
- 三 市ヶ谷管理駅構内における地下高速電車及びトロリーの運転取扱いに関するこ。
- 四 市ヶ谷管理駅構内の管理に関するこ。
- 五 市ヶ谷管理駅構内における事故の防止及び処理に関するこ。
- 六 市ヶ谷管理駅構内における遺失物の取扱いに関するこ。
- 七 市ヶ谷管理駅構内における広告業務に関するこ（他の部に属するものを除く。）。
- 八 その他駅務に関するこ。

課長代理（練馬駅務区長）

- 一 東中野、中井、落合南長崎、新江古田、練馬、豊島園、練馬春日町及び光が丘の各駅（以下「練馬管理駅」という。）における地下高速電車の乗車券及び収入金の取扱いに関するこ。
- 二 練馬管理駅構内の信号機及び連動装置の取扱いその他保安業務に関するこ。
- 三 練馬管理駅構内における地下高速電車及びトロリーの運転取扱いに関するこ。
- 四 練馬管理駅構内の管理に関するこ。
- 五 練馬管理駅構内における事故の防止及び処理に関するこ。
- 六 練馬管理駅構内における遺失物の取扱いに関するこ。
- 七 練馬管理駅構内における広告業務に関するこ（他の部に属するものを除く。）。
- 八 その他駅務に関するこ。

巣鴨駅務管区

課長代理（巣鴨駅務区長）及び課長代理（指導担当区長）

- 一 白山、千石、巣鴨、西巣鴨、新板橋、板橋区役所前、板橋本町及び本蓮沼の各駅（以下「巣鴨管理駅」という。）における地下高速電車の乗車券及び収入金の取扱いに関するこ。
- 二 巣鴨管理駅構内の信号機及び連動装置の取扱いその他保安業務に関するこ。
- 三 巣鴨管理駅構内における地下高速電車及びトロリーの運転取扱いに関するこ。
- 四 巣鴨管理駅構内の管理に関するこ。
- 五 巣鴨管理駅構内における事故の防止及び処理に関するこ。
- 六 巣鴨管理駅構内における遺失物の取扱いに関するこ。
- 七 巣鴨管理駅構内における広告業務に関するこ（他の部に属するものを除く。）。
- 八 巣鴨駅務管区内における職員の指導及び育成に関するこ。
- 九 巣鴨駅務管区内における研修及び訓練の計画及び実施に関するこ。
- 十 その他駅務に関するこ。
- 十一 管区内他の課長代理に属しないこと。

課長代理（上野御徒町駅務区長）

- 一 牛込神楽坂、飯田橋、大江戸線春日、三田線春日、本郷三丁目、上野御徒町及び新御徒町の各駅（以下「上野御徒町管理駅」という。）における地下高速電車の乗車券及び収入金の取扱いに関すること。
- 二 上野御徒町管理駅構内の信号機及び連動装置の取扱いその他保安業務に関すること。
- 三 上野御徒町管理駅構内における地下高速電車及びトロリーの運転取扱いに関すること。
- 四 上野御徒町管理駅構内の管理に関すること。
- 五 上野御徒町管理駅構内における事故の防止及び処理に関すること。
- 六 上野御徒町管理駅構内における遺失物の取扱いに関すること。
- 七 上野御徒町管理駅構内における広告業務に関する事項（他の部に属するものを除く。）。
- 八 その他駅務に関する事項。

課長代理（高島平駅務区長）

- 一 志村坂上、志村三丁目、蓮根、西台、高島平、新高島平及び西高島平の各駅（以下「高島平管理駅」という。）における地下高速電車の乗車券及び収入金の取扱いに関する事項。
- 二 高島平管理駅構内の信号機及び連動装置の取扱いその他保安業務に関する事項。
- 三 高島平管理駅構内における地下高速電車及びトロリーの運転取扱いに関する事項。
- 四 高島平管理駅構内の管理に関する事項。
- 五 高島平管理駅構内における事故の防止及び処理に関する事項。
- 六 高島平管理駅構内における遺失物の取扱いに関する事項。
- 七 高島平管理駅構内における広告業務に関する事項（他の部に属するものを除く。）。
- 八 その他駅務に関する事項。

馬喰駅務管区

課長代理（馬喰駅務区長）及び課長代理（指導担当区長）（2名）

- 一 馬喰横山、浜町、菊川、住吉、西大島、大島、東大島、東日本橋、人形町、日本橋、宝町、東銀座及び新橋の各駅（以下「馬喰管理駅」という。）における地下高速電車の乗車券及び収入金の取扱いに関する事項。
- 二 馬喰管理駅構内の信号機及び連動装置の取扱いその他保安業務に関する事項。
- 三 馬喰管理駅構内における地下高速電車及びトロリーの運転取扱いに関する事項。
- 四 馬喰管理駅構内の管理に関する事項。
- 五 馬喰管理駅構内における事故の防止及び処理に関する事項。
- 六 馬喰管理駅構内における遺失物の取扱いに関する事項。
- 七 馬喰管理駅構内における広告業務に関する事項（他の部に属するものを除く。）。
- 八 馬喰駅務管区内における職員の指導及び育成に関する事項。
- 九 馬喰駅務管区内における研修及び訓練の計画及び実施に関する事項。
- 十 その他駅務に関する事項。
- 十一 管区内他の課長代理に属しない事項。

課長代理（本八幡駅務区長）

- 一 船堀、一之江、瑞江、篠崎及び本八幡の各駅（以下「本八幡管理駅」という。）における地下高速電車の乗車券及び収入金の取扱いに関する事項。
- 二 本八幡管理駅構内の信号機及び連動装置の取扱いその他保安業務に関する事項。
- 三 本八幡管理駅構内における地下高速電車及びトロリーの運転取扱いに関する事項。
- 四 本八幡管理駅構内の管理に関する事項。
- 五 本八幡管理駅構内における事故の防止及び処理に関する事項。

- 六 本八幡管理駅構内における遺失物の取扱いに関すること。
- 七 本八幡管理駅構内における広告業務に関すること（他の部に属するものを除く。）。
- 八 その他駅務に関すること。

門前仲町駅務管区

課長代理（門前仲町駅務区長）及び課長代理（指導担当区長）

- 一 勝どき、月島、門前仲町、清澄白河、大江戸線森下、新宿線森下、両国及び大江戸線蔵前の各駅（以下「門前仲町管理駅」という。）における地下高速電車の乗車券及び収入金の取扱いに関すること。
- 二 門前仲町管理駅構内の信号機及び連動装置の取扱いその他保安業務に関すること。
- 三 門前仲町管理駅構内における地下高速電車及びトロリーの運転取扱いに関すること。
- 四 門前仲町管理駅構内の管理に関すること。
- 五 門前仲町管理駅構内における事故の防止及び処理に関すること。
- 六 門前仲町管理駅構内における遺失物の取扱いに関すること。
- 七 門前仲町管理駅構内における広告業務に関すること（他の部に属するものを除く。）。
- 八 門前仲町駅務管区内における職員の指導及び育成に関すること。
- 九 門前仲町駅務管区内における研修及び訓練の計画及び実施に関すること。
- 十 その他駅務に関すること。
- 十一 管区内他の課長代理に属しないこと。

課長代理（浅草橋駅務区長）

- 一 浅草橋、浅草線蔵前、浅草、本所吾妻橋及び押上の各駅（以下「浅草橋管理駅」という。）における地下高速電車の乗車券及び収入金の取扱いに関すること。
- 二 浅草橋管理駅構内の信号機及び連動装置の取扱いその他保安業務に関すること。
- 三 浅草橋管理駅構内における地下高速電車及びトロリーの運転取扱いに関すること。
- 四 浅草橋管理駅構内の管理に関すること。
- 五 浅草橋管理駅構内における事故の防止及び処理に関すること。
- 六 浅草橋管理駅構内における遺失物の取扱いに関すること。
- 七 浅草橋管理駅構内における広告業務に関すること（他の部に属するものを除く。）。
- 八 その他駅務に関すること。

大門駅務管区

課長代理（大門駅務区長）及び課長代理（指導担当区長）

- 一 築地市場、汐留、大江戸線大門、浅草線大門、赤羽橋及び麻布十番の各駅（以下「大門管理駅」という。）における地下高速電車の乗車券及び収入金の取扱いに関すること。
- 二 大門管理駅構内の信号機及び連動装置の取扱いその他保安業務に関すること。
- 三 大門管理駅構内における地下高速電車及びトロリーの運転取扱いに関すること。
- 四 大門管理駅構内の管理に関すること。
- 五 大門管理駅構内における事故の防止及び処理に関すること。
- 六 大門管理駅構内における遺失物の取扱いに関すること。
- 七 大門管理駅構内における広告業務に関すること（他の部に属するものを除く。）。
- 八 大門駅務管区内における職員の指導及び育成に関すること。
- 九 大門駅務管区内における研修及び訓練の計画及び実施に関すること。
- 十 その他駅務に関すること。
- 十一 管区内他の課長代理に属しないこと。

課長代理（青山駅務区長）

- 一 六本木、青山一丁目、国立競技場及び代々木の各駅（以下「青山管理駅」という。）における地下高速電車の乗車券及び収入金の取扱いに関すること。
- 二 青山管理駅構内の信号機及び連動装置の取扱いその他保安業務に関すること。
- 三 青山管理駅構内における地下高速電車及びトロリーの運転取扱いに関すること。
- 四 青山管理駅構内の管理に関すること。
- 五 青山管理駅構内における事故の防止及び処理に関すること。
- 六 青山管理駅構内における遺失物の取扱いに関すること。
- 七 青山管理駅構内における広告業務に関すること（他の部に属するものを除く。）。
- 八 その他駅務に関すること。

課長代理（五反田駅務区長）

- 一 泉岳寺、高輪台、五反田、戸越、中延、馬込及び西馬込の各駅（以下「五反田管理駅」という。）における地下高速電車の乗車券及び収入金の取扱いに関すること。
- 二 五反田管理駅構内の信号機及び連動装置の取扱いその他保安業務に関すること。
- 三 五反田管理駅構内における地下高速電車及びトロリーの運転取扱いに関すること。
- 四 五反田管理駅構内の管理に関すること。
- 五 五反田管理駅構内における事故の防止及び処理に関すること。
- 六 五反田管理駅構内における遺失物の取扱いに関すること。
- 七 五反田管理駅構内における広告業務に関すること（他の部に属するものを除く。）。
- 八 その他駅務に関すること。

日比谷駅務管区

課長代理（日比谷駅務区長）及び課長代理（指導担当区長）（2名）

- 一 目黒、白金台、白金高輪、三田線三田、浅草線三田、芝公園、御成門、内幸町、日比谷、大手町、三田線神保町、新宿線神保町及び水道橋の各駅（以下「日比谷管理駅」という。）における地下高速電車の乗車券及び収入金の取扱いに関すること。
- 二 日比谷管理駅構内の信号機及び連動装置の取扱いその他保安業務に関すること。
- 三 日比谷管理駅構内における地下高速電車及びトロリーの運転取扱いに関すること。
- 四 日比谷管理駅構内の管理に関すること。
- 五 日比谷管理駅構内における事故の防止及び処理に関すること。
- 六 日比谷管理駅構内における遺失物の取扱いに関すること。
- 七 日比谷管理駅構内における広告業務に関すること（他の部に属するものを除く。）。
- 八 日比谷駅務管区内における職員の指導及び育成に関すること。
- 九 日比谷駅務管区内における研修及び訓練の計画及び実施に関すること。
- 十 その他駅務に関すること。

泉岳寺乗務管理所

課長代理（泉岳寺乗務区長）及び課長代理（指導担当区長）

- 一 地下高速電車浅草線の列車及び車両の運転に関すること。
- 二 地下高速電車浅草線に係る事故及び障害の防止及び処理に関すること。
- 三 泉岳寺乗務管理所内における職員の指導及び育成に関すること。
- 四 泉岳寺乗務管理所内における研修及び訓練の計画及び実施に関すること。

高島平乗務管理所

課長代理（高島平乗務区長）及び課長代理（指導担当区長）

- 一 地下高速電車三田線の列車及び車両の運転に関すること。
- 二 地下高速電車三田線に係る事故及び障害の防止及び処理に関すること。
- 三 高島平乗務管理所内における職員の指導及び育成に関すること。
- 四 高島平乗務管理所内における研修及び訓練の計画及び実施に関すること。

大島乗務管理所

課長代理（大島乗務区長）及び課長代理（指導担当区長）

- 一 地下高速電車新宿線の列車及び車両の運転に関すること。
- 二 地下高速電車新宿線に係る事故及び障害の防止及び処理に関すること。
- 三 大島乗務管理所内における職員の指導及び育成に関すること。
- 四 大島乗務管理所内における研修及び訓練の計画及び実施に関すること。

清澄乗務管理所

課長代理（清澄乗務区長）及び課長代理（指導担当区長）

- 一 地下高速電車大江戸線の列車及び車両の運転に関すること。
- 二 地下高速電車大江戸線に係る事故及び障害の防止及び処理に関すること。
- 三 清澄乗務管理所内における職員の指導及び育成に関すること。
- 四 清澄乗務管理所内における研修及び訓練の計画及び実施に関すること。
- 五 所内他の課長代理に属しないもの

課長代理（光が丘乗務区長）

- 一 地下高速電車大江戸線の列車及び車両の運転に関すること。
- 二 地下高速電車大江戸線に係る事故及び障害の防止及び処理に関すること。

日暮里・舎人営業所

課長代理（指令区長）

- 一 日暮里・舎人ライナーの運行に係る安全管理及び危機管理の総合調整に関すること。
- 二 日暮里・舎人ライナーの運転等に関する指令、整理その他運行管理に関すること。
- 三 日暮里・舎人ライナーの列車集中制御に関すること。
- 四 日暮里・舎人ライナーに係る線路閉鎖及びトロリー使用に関すること。
- 五 日暮里・舎人ライナーの緊急時における旅客取扱いの指令に関すること。
- 六 日暮里・舎人営業所内における職員の指導及び育成に関すること。
- 七 日暮里・舎人営業所内における研修及び訓練の計画及び実施に関すること。
- 八 所内他の課長代理に属しないこと。

課長代理（駅務区長）

- 一 日暮里、西日暮里、赤土小学校前、熊野前、足立小台、扇大橋、高野、江北、西新井大師西、谷在家、舎人公園、舎人及び見沼代親水公園の各駅（以下「管理駅」という。）における日暮里・舎人ライナーの乗車券及び収入金の取扱いに関すること。
- 二 管理駅構内の信号機及び連動装置の取扱いその他保安業務に関すること。
- 三 管理駅構内における日暮里・舎人ライナー及びトロリーの運転取扱いに関すること。
- 四 管理駅構内の管理に関すること。
- 五 管理駅構内における遺失物の取扱いに関すること。
- 六 管理駅構内における広告業務に関すること（他の部に属するものを除く。）
- 七 日暮里・舎人ライナーの列車及び車両の運転に関すること。

八 日暮里・舎人ライナーにおける事故及び障害の防止及び処理に関すること。

九 その他駅務に関すること。

品川自動車営業所

課長代理（管理担当）

一 運転に係る計画の実施に関すること。

二 運転施設の維持管理に関すること。

三 自動車の運転事故及び運行障害の防止並びにこれらの処理に関する事（自動車部営業課、

課長代理（運輸総括担当）及び課長代理（運輸担当）に属するものを除く。）。

四 所内他の課長代理に属しないこと。

課長代理（運輸総括担当）及び課長代理（運輸担当）（2名）

一 旅客運送及び運行管理者の業務に関する事。

二 運転事故の初期対応に関する事。

三 乗車券及び収入金の取扱いに関する事。

課長代理（車両担当）

一 自動車の整備管理者の業務に関する事。

二 自動車の整備主任者の業務に関する事。

三 補修資材の受払い及び保管に関する事。

四 車両の安全管理に関する事。

渋谷自動車営業所

課長代理（管理担当）

一 運転に係る計画の実施に関する事。

二 運転施設の維持管理に関する事。

三 自動車の運転事故及び運行障害の防止並びにこれらの処理に関する事（自動車部営業課、

課長代理（運輸総括担当）及び課長代理（運輸担当）に属するものを除く。）。

四 所内他の課長代理に属しないこと。

課長代理（運輸総括担当）及び課長代理（運輸担当）（2名）

一 旅客運送及び運行管理者の業務に関する事。

二 運転事故の初期対応に関する事。

三 乗車券及び収入金の取扱いに関する事。

課長代理（車両担当）

一 自動車の整備管理者の業務に関する事。

二 自動車の整備主任者の業務に関する事。

三 補修資材の受払い及び保管に関する事。

四 車両の安全管理に関する事。

小滝橋自動車営業所

課長代理（管理担当）

一 運転に係る計画の実施に関する事。

二 運転施設の維持管理に関する事。

三 自動車の運転事故及び運行障害の防止並びにこれらの処理に関する事（自動車部営業課、

課長代理（運輸総括担当）及び課長代理（運輸担当）に属するものを除く。）。

四 所内他の課長代理に属しないこと。

課長代理（運輸総括担当）及び課長代理（運輸担当）（2名）

- 一 旅客運送及び運行管理者の業務に関すること。
- 二 運転事故の初期対応に関すること。
- 三 乗車券及び収入金の取扱いに関すること。

課長代理（車両担当）

- 一 自動車の整備管理者の業務に関すること。
- 二 自動車の整備主任者の業務に関すること。
- 三 補修資材の受払い及び保管に関すること。
- 四 車両の安全管理に関すること。

早稲田自動車営業所

課長代理（管理担当）

- 一 運転に係る計画の実施に関すること。
- 二 運転施設の維持管理に関すること。
- 三 自動車の運転事故及び運行障害の防止並びにこれらの処理に関する事（自動車部営業課、課長代理（運輸総括担当）、課長代理（青梅支所長）及び課長代理（運輸担当）に属するものを除く。）。
- 四 所内他の課長代理に属しないこと。

課長代理（運輸総括担当）及び課長代理（運輸担当）（2名）

- 一 旅客運送及び運行管理者の業務に関する事（課長代理（青梅支所長）に属するものを除く。）。
- 二 運転事故の初期対応に関する事（課長代理（青梅支所長）に属するものを除く。）。
- 三 乗車券及び収入金の取扱いに関する事（課長代理（青梅支所長）に属するものを除く。）。

課長代理（車両担当）

- 一 自動車の整備管理者の業務に関する事（課長代理（青梅支所長）に属するものを除く。）。
- 二 自動車の整備主任者の業務に関する事（課長代理（青梅支所長）に属するものを除く。）。
- 三 補修資材の受払い及び保管に関する事（課長代理（青梅支所長）に属するものを除く。）。
- 四 車両の安全管理に関する事（課長代理（青梅支所長）に属するものを除く。）。

課長代理（青梅支所長）

- 一 旅客運送及び運行管理者の業務に関する事（課長代理（運輸総括担当）に属するものを除く。）。
- 二 自動車の運転事故及び運行障害の防止並びにこれらの初期対応に関する事（自動車部営業課、課長代理（管理担当）、課長代理（運輸総括担当）及び課長代理（運輸担当）に属するものを除く。）。
- 三 乗車券及び収入金の取扱いに関する事（課長代理（運輸総括担当）に属するものを除く。）。
- 四 自動車の整備管理者の業務に関する事（課長代理（車両担当）に属するものを除く。）。
- 五 自動車の整備主任者の業務に関する事（課長代理（車両担当）に属するものを除く。）。
- 六 補修資材の受払い及び保管に関する事（課長代理（車両担当）に属するものを除く。）。
- 七 車両の安全管理に関する事（課長代理（車両担当）に属するものを除く。）。

鳩鴨自動車営業所

課長代理（管理担当）

- 一 運転に係る計画の実施に関する事。
- 二 運転施設の維持管理に関する事。

三 自動車の運転事故及び運行障害の防止並びにこれらの処理に関する事項(自動車部営業課、課長代理(運輸総括担当)及び課長代理(運輸担当)に属するものを除く。)。

四 所内他の課長代理に属しないこと。

課長代理(運輸総括担当)及び課長代理(運輸担当)(2名)

一 旅客運送及び運行管理者の業務に関する事項。

二 運転事故の初期対応に関する事項。

三 乗車券及び収入金の取扱いに関する事項。

課長代理(車両担当)

一 自動車の整備管理者の業務に関する事項。

二 自動車の整備主任者の業務に関する事項。

三 補修資材の受払い及び保管に関する事項。

四 車両の安全管理に関する事項。

北自動車営業所

課長代理(管理担当)

一 運転に係る計画の実施に関する事項。

二 運転施設の維持管理に関する事項。

三 自動車の運転事故及び運行障害の防止並びにこれらの処理に関する事項(自動車部営業課、

課長代理(運輸総括担当)、課長代理(練馬支所長)及び課長代理(運輸担当)に属するものを除く。)。

四 所内他の課長代理に属しないこと。

課長代理(運輸総括担当)及び課長代理(運輸担当)(2名)

一 旅客運送及び運行管理者の業務に関する事項(課長代理(練馬支所長)に属するものを除く。)。

二 運転事故の初期対応に関する事項(課長代理(練馬支所長)に属するものを除く。)。

三 乗車券及び収入金の取扱いに関する事項(課長代理(練馬支所長)に属するものを除く。)。

課長代理(車両担当)

一 自動車の整備管理者の業務に関する事項(課長代理(練馬支所長)に属するものを除く。)。

二 自動車の整備主任者の業務に関する事項(課長代理(練馬支所長)に属するものを除く。)。

三 補修資材の受払い及び保管に関する事項(課長代理(練馬支所長)に属するものを除く。)。

四 車両の安全管理に関する事項(課長代理(練馬支所長)に属するものを除く。)。

課長代理(練馬支所長)

一 旅客運送及び運行管理者の業務に関する事項(課長代理(運輸総括担当)に属するものを除く。)。

二 自動車の運転事故及び運行障害の防止並びにこれらの初期対応に関する事項(自動車部営業課、課長代理(管理担当)、課長代理(運輸総括担当)及び課長代理(運輸担当)に属するものを除く。)。

三 乗車券及び収入金の取扱いに関する事項(課長代理(運輸総括担当)に属するものを除く。)。

四 自動車の整備管理者の業務に関する事項(課長代理(車両担当)に属するものを除く。)。

五 自動車の整備主任者の業務に関する事項(課長代理(車両担当)に属するものを除く。)。

六 補修資材の受払い及び保管に関する事項(課長代理(車両担当)に属するものを除く。)。

七 車両の安全管理に関する事項(課長代理(車両担当)に属するものを除く。)。

千住自動車営業所

課長代理（管理担当）

- 一 運転に係る計画の実施に関すること。
- 二 運転施設の維持管理に関すること。
- 三 自動車の運転事故及び運行障害の防止並びにこれらの処理に関する事（自動車部営業課、課長代理（運輸総括担当）及び課長代理（運輸担当）に属するものを除く。）。
- 四 所内他の課長代理に属しないこと。

課長代理（運輸総括担当）及び課長代理（運輸担当）（2名）

- 一 旅客運送及び運行管理者の業務に関する事。
- 二 運転事故の初期対応に関する事。
- 三 乗車券及び収入金の取扱いに関する事。

課長代理（車両担当）

- 一 自動車の整備管理者の業務に関する事。
- 二 自動車の整備主任者の業務に関する事。
- 三 補修資材の受払い及び保管に関する事。
- 四 車両の安全管理に関する事。

南千住自動車営業所

課長代理（管理担当）

- 一 運転に係る計画の実施に関する事。
- 二 運転施設の維持管理に関する事。
- 三 自動車の運転事故及び運行障害の防止並びにこれらの処理に関する事（自動車部営業課、課長代理（運輸総括担当）及び課長代理（運輸担当）に属するものを除く。）。
- 四 所内他の課長代理に属しないこと。

課長代理（運輸総括担当）及び課長代理（運輸担当）（2名）

- 一 旅客運送及び運行管理者の業務に関する事。
- 二 運転事故の初期対応に関する事。
- 三 乗車券及び収入金の取扱いに関する事。

課長代理（車両担当）

- 一 自動車の整備管理者の業務に関する事。
- 二 自動車の整備主任者の業務に関する事。
- 三 補修資材の受払い及び保管に関する事。
- 四 車両の安全管理に関する事。

江東自動車営業所

課長代理（管理担当）

- 一 運転に係る計画の実施に関する事。
- 二 運転施設の維持管理に関する事。
- 三 自動車の運転事故及び運行障害の防止並びにこれらの処理に関する事（自動車部営業課、課長代理（運輸総括担当）及び課長代理（運輸担当）に属するものを除く。）。
- 四 所内他の課長代理に属しないこと。

課長代理（運輸総括担当）及び課長代理（運輸担当）（2名）

- 一 旅客運送及び運行管理者の業務に関する事。
- 二 運転事故の初期対応に関する事。
- 三 乗車券及び収入金の取扱いに関する事。

課長代理（車両担当）

- 一 自動車の整備管理者の業務に関すること。
- 二 自動車の整備主任者の業務に関すること。
- 三 補修資材の受払い及び保管に関すること。
- 四 車両の安全管理に関すること。

江戸川自動車営業所

課長代理（管理担当）

- 一 運転に係る計画の実施に関すること。
- 二 運転施設の維持管理に関すること。
- 三 自動車の運転事故及び運行障害の防止並びにこれらの処理に関する事（自動車部営業課、課長代理（運輸総括担当）及び課長代理（運輸担当）に属するものを除く。）。
- 四 所内他の課長代理に属しないこと。

課長代理（運輸総括担当）及び課長代理（運輸担当）（2名）

- 一 旅客運送及び運行管理者の業務に関する事。
- 二 運転事故の初期対応に関する事。
- 三 乗車券及び収入金の取扱いに関する事。

課長代理（車両担当）

- 一 自動車の整備管理者の業務に関する事。
- 二 自動車の整備主任者の業務に関する事。
- 三 補修資材の受払い及び保管に関する事。
- 四 車両の安全管理に関する事。

深川自動車営業所

課長代理（管理担当）

- 一 運転に係る計画の実施に関する事。
- 二 運転施設の維持管理に関する事。
- 三 自動車の運転事故及び運行障害の防止並びにこれらの処理に関する事（自動車部営業課、課長代理（運輸総括担当）及び課長代理（運輸担当）に属するものを除く。）。
- 四 所内他の課長代理に属しないこと。

課長代理（運輸総括担当）及び課長代理（運輸担当）（2名）

- 一 旅客運送及び運行管理者の業務に関する事。
- 二 運転事故の初期対応に関する事。
- 三 乗車券及び収入金の取扱いに関する事。

課長代理（車両担当）

- 一 自動車の整備管理者の業務に関する事。
- 二 自動車の整備主任者の業務に関する事。
- 三 補修資材の受払い及び保管に関する事。
- 四 車両の安全管理に関する事。

自動車工場

自動車工場長、課長代理（検査担当）及び課長代理（整備担当）

- 一 自動車の車両の整備及び検査の作業計画並びに工程管理に関する事。
- 二 自動車の入出場車両の連絡及び回送に関する事。

- 三 自動車の車両の資材の受払い及び保管に関すること。
- 四 自動車の入出場車両の検査及び試運転に関すること。
- 五 自動車用高圧ガス容器の検査に関すること。
- 六 車台検査に関すること。
- 七 自動車の整備主任者の業務に関すること。
- 八 機関整備及び車体整備に関すること。
- 九 自動車の車両部品の製作、加工及び修理に関すること。
- 十 粒子状物質減少装置の取付及び維持管理に関すること。

馬込車両検修場

課長代理（車両計画区長）

- 一 地下高速電車及び電気機関車の車両の検査の作業計画及び工程管理に関すること。
- 二 地下高速電車及び電気機関車の車両の検査の記録に関すること。
- 三 地下高速電車及び電気機関車の車両の資材の受払いに関すること。
- 四 施設の維持管理及び整備に関すること。
- 五 場内他の課長代理に属しないこと。

課長代理（運用区長）

- 一 地下高速電車及び電気機関車の車両の列車検査、月検査、臨時検査、弱電機器の点検及び車輪転削の作業に関すること。
- 二 地下高速電車及び電気機関車の車両の運用に関すること。
- 三 地下高速電車の車両の品質管理に関すること。

課長代理（整備区長）及び課長代理（整備担当）

- 一 地下高速電車及び電気機関車の車両の全般検査、重要部検査及び臨時検査の作業並びに試運転に関すること。
- 二 地下高速電車及び電気機関車の車両の改造及び修理に関すること。
- 三 木場車両検修場との工程調整及び技術調整に関すること。
- 四 地下高速電車及び電気機関車の車両の検査の外注化における工程調整及び技術指導に関すること。

志村車両検修場

課長代理（車両計画区長）

- 一 地下高速電車の車両の検査の作業計画及び工程管理に関すること。
- 二 地下高速電車の車両の検査の記録に関すること。
- 三 地下高速電車の車両の資材の受払いに関すること。
- 四 施設の維持管理及び整備に関すること。
- 五 場内他の課長代理に属しないこと。

課長代理（運用区長）

- 一 地下高速電車の車両の列車検査、月検査、臨時検査、弱電機器の点検及び車輪転削の作業に関すること。
- 二 地下高速電車の車両の運用に関すること。
- 三 地下高速電車の車両の品質管理に関すること。

課長代理（整備区長）

- 一 地下高速電車の車両の全般検査、重要部検査及び臨時検査の作業並びに試運転に関すること。

二 地下高速電車の車両の改造及び修理に関すること。

三 地下高速電車の車両の検査の外注化における工程調整及び技術指導に関すること。

課長代理（荒川車両検修所長）

一 電車及び懸垂電車の車両（以下「所管車両」という。）の全般検査、重要部検査、月検査、車両検査及び臨時検査に関すること。

二 諸機械の製作及び修理に関すること。

三 所管車両の管理及び運用に関すること。

課長代理（舎人車両検修所長）

一 日暮里・舎人ライナーの車両（以下「所管車両」という。）の全般検査、重要部検査、月検査、列車検査及び臨時検査に関すること。

二 諸機械の製作及び修理に関すること。

三 所管車両の管理及び運用に関すること。

大島車両検修場

課長代理（車両計画区長）及び課長代理（計画担当）

一 地下高速電車の車両の検査の作業計画及び工程管理に関すること。

二 地下高速電車の車両の検査の記録に関すること。

三 地下高速電車の車両の資材の受払いに関すること。

四 施設の維持管理及び整備に関すること。

五 場内他の課長代理に属しないこと。

課長代理（運用区長）

一 地下高速電車の車両の列車検査、月検査、臨時検査、弱電機器の点検及び車輪転削の作業に関すること。

二 地下高速電車の車両の運用に関すること。

三 地下高速電車の車両の品質管理に関すること。

課長代理（整備区長）

一 地下高速電車の車両の全般検査、重要部検査及び臨時検査の作業並びに試運転に関するこ

と。

二 地下高速電車の車両の改造及び修理に関すること。

木場車両検修場

課長代理（車両計画区長）、課長代理（技術改良担当）及び課長代理（光が丘車両計画区長）

一 地下高速電車の車両の検査の作業計画及び工程管理に関すること。

二 地下高速電車の車両の検査の記録に関すること。

三 地下高速電車の車両の資材の受払いに関すること。

四 施設の維持管理及び整備に関すること。

五 地下高速電車の車両の技術的改良に関すること。

六 場内他の課長代理に属しないこと。

課長代理（運用区長）及び課長代理（光が丘運用区長）

一 地下高速電車の車両の列車検査に関するこ

二 地下高速電車の車両の月検査及び車輪転削の作業に関するこ

三 地下高速電車の車両の臨時検査に関するこ（課長代理（リニア検査区長）に属するもの

を除く。）。

四 地下高速電車の車両の運用に関するこ

五 地下高速電車の車両の品質管理に関すること。

課長代理（リニア検査区長）

- 一 地下高速電車の車両の全般検査、重要部検査及び臨時検査の作業並びに試運転に関すること。
- 二 地下高速電車の車両の改造及び修理に関すること。

電気総合管理所

課長代理（設計調整総括担当）及び課長代理（設計調整担当）

- 一 電車、懸垂電車、地下高速電車及び日暮里・舎人ライナーの電気設備及び機械設備の建設、改良及び工事の設計、施行及び技術に関すること。
- 二 所内他の課長代理に属さないもの

課長代理（電力指令区長）

- 一 電車及び地下高速電車の電力需給計画及び電力指令に関すること。
- 二 電車及び地下高速電車の変電所の集中制御に関すること。
- 三 地下高速電車の電気設備及び機械設備の集中監視に関すること（課長代理（信号通信指令区長）に属するものを除く。）。

課長代理（信号通信指令区長）

- 一 地下高速電車の信号通信指令に関すること。
- 二 地下高速電車の信号通信指令設備等に関すること（課長代理（信号通信工事区長）に属するものを除く。）。

課長代理（電力工事区長）

- 一 電車、懸垂電車、地下高速電車及び日暮里・舎人ライナーの電路設備及び変電設備の大規模工事に関する設計・監督及び工事等の連絡調整に関すること。
- 二 電車の電気設備及び変電設備の支障工事に関すること（課長代理（荒川電気区長）に属するものを除く。）。

課長代理（機械整備工事区長）

- 一 電車、懸垂電車、地下高速電車及び日暮里・舎人ライナーの電気施設及び機械設備の大規模工事に関する設計・監督及び工事等の連絡調整に関すること（工務事務所及び地下鉄改良工事事務所に属するものを除く。）。
- 二 地下高速電車の駅冷房化工事に関すること。
- 三 電車の電気設備の支障工事に関する事（課長代理（荒川電気区長）に属するものを除く。）。

課長代理（信号通信工事区長）

- 一 電車、懸垂電車、地下高速電車及び日暮里・舎人ライナーの信号設備及び通信設備の大規模工事に関する設計・監督及び工事等の連絡調整に関すること。
- 二 電車の信号設備及び通信設備の支障工事に関する事（課長代理（荒川電気区長）に属するものを除く。）。

課長代理（設備改良担当）

- 一 地下高速電車の設備の建設及び改良の工事に関する事（電気管理所、工務事務所及び地下鉄改良工事事務所に属するものを除く。）。

浅草線電気管理所

課長代理（電力区長）及び課長代理（電力担当）

- 一 地下高速電車浅草線の電線路設備、電灯動力設備、機械設備及び変電設備の改良工事、維持補修工事及び保守管理に関する事（課長代理（電力工事区長）及び課長代理（機械設備

工事区長)に属するものを除く。)。

二 所内他の課長代理に属しないこと。

課長代理(信号通信区長)及び課長代理(信号通信担当)

一 地下高速電車浅草線の信号設備及び通信設備の改良工事、維持補修工事及び保守管理に関するこ(課長代理(信号通信工事区長)に属するものを除く。)。

三田線電気管理所

課長代理(電力区長)及び課長代理(電力担当)

一 地下高速電車三田線の電線路設備、電灯動力設備、機械設備及び変電設備の改良工事、維持補修工事及び保守管理に関するこ(課長代理(電力工事区長)及び課長代理(機械設備工事区長)に属するものを除く。)。

二 所内他の課長代理に属しないこと。

課長代理(信号通信区長)及び課長代理(信号通信担当)

一 地下高速電車三田線の信号設備及び通信設備の改良工事、維持補修工事及び保守管理に関するこ(課長代理(信号通信工事区長)に属するものを除く。)。

二 本局庁舎の通信設備の建設改良工事、維持補修工事及び保守管理に関するこ。

課長代理(荒川電気区長)

一 電車及び懸垂電車の電線路設備、電灯設備、通信設備及び変電設備の改良工事、維持補修工事及び保守管理に関するこ。

二 電車の信号設備の改良工事、維持補修工事及び保守管理に関するこ。

三 前二号に掲げる施設の支障工事に関するこ。

課長代理(舍人電気区長)

一 日暮里・舍人ライナーの電線路設備、電灯設備、機械設備、信号設備、通信設備及び変電設備の改良工事、維持補修工事及び保守管理に関するこ。

二 前号に掲げる施設の支障工事に関するこ。

三 日暮里・舍人ライナーの電力需給計画及び電力指令に関するこ。

新宿線電気管理所

課長代理(電力区長)及び課長代理(電力担当)

一 地下高速電車新宿線の電線路設備、電灯動力設備、機械設備及び変電設備の改良工事、維持補修工事及び保守管理に関するこ(課長代理(電力工事区長)及び課長代理(機械設備工事区長)に属するものを除く。)。

二 所内他の課長代理に属しないこと。

課長代理(信号通信区長)及び課長代理(信号通信担当)

一 地下高速電車新宿線の信号設備及び通信設備の改良工事、維持補修工事及び保守管理に関するこ(課長代理(信号通信工事区長)に属するものを除く。)。

大江戸線電気管理所

課長代理(電力区長)及び課長代理(電力担当)

一 地下高速電車大江戸線の電線路設備、電灯動力設備、機械設備及び変電設備の改良工事、維持補修工事及び保守管理に関するこ(課長代理(電力工事区長)及び課長代理(機械設備工事区長)に属するものを除く。)。

二 所内他の課長代理に属しないこと。

課長代理(信号通信区長)及び課長代理(信号通信担当)

- 一 地下高速電車大江戸線の信号設備及び通信設備の改良工事、維持補修工事及び保守管理に
関すること（課長代理（信号通信工事区長）に属するものを除く。）。

発電事務所

課長代理（計画担当）及び課長代理（計画調整担当）

- 一 多摩川第一発電所、多摩川第三発電所及び白丸発電所（以下「発電所」という。）施設の維
持及び運用の計画に関すること。
- 二 発電所の発電に係る運転、連絡調整及び記録に関すること。
- 三 発電所施設の維持及び保安に関する教育の計画及び実施に関すること。
- 四 発電所施設の巡視点検及び検査並びに検査の記録に関すること。
- 五 発電所の事故の防止に関すること。
- 六 発電施設及び送電施設の建設工事、改良工事、維持補修工事及び支障工事に関すること。

工務事務所

課長代理（工務担当）

- 一 所の所管する工事に関する連絡調整に関する事（課長代理（建築担当）に属するものを
除く。）。
- 二 構築物（電車及び地下高速電車の軌道に係る構築物並びに懸垂電車及び日暮里・舎人ライ
ナーの構築物を除く。）の建設及び改良の工事に関する事（地下鉄改良工事事務所に属する
ものを除く。）。
- 三 構築物（電車、懸垂電車、地下高速電車及び日暮里・舎人ライナーの構築物を除く。）の維
持工事に関する事。
- 四 所内他の課長代理に属しないこと。

課長代理（工事担当）及び課長代理（維持工事担当）

- 一 地下高速電車の構築物（軌道に係る構築物を除く。）の改良工事に関する事。
- 二 地下高速電車の駅部構築物（軌道に係る構築物を除く。）の維持補修工事及び保守管理に
関
すること。

課長代理（建築担当）及び課長代理（建築調整担当）

- 一 所の所管する建物及びその附帯設備の工事に関する連絡調整に関する事。
- 二 地下高速電車三田線及び大江戸線に係る駅舎の改良及び修繕の工事並びに維持管理に
関
すること（地下鉄改良工事事務所に属するものを除く。）。

課長代理（建築工事担当）及び課長代理（建築工事調整担当）

- 一 地下高速電車浅草線及び新宿線に係る駅舎の改良及び修繕の工事並びに維持管理に
関
すること（地下鉄改良工事事務所に属するものを除く。）。
- 二 日暮里・舎人ライナーの駅舎の改修及び修繕の工事に関する事（課長代理（舎人施設区
長）に属するものを除く。）。

課長代理（設備担当）及び課長代理（設備調整担当）

- 一 地下高速電車の駅舎の附帯設備の改良及び修繕の工事並びに維持管理に関する事（電気
総合管理所及び電気管理所に属するものを除く。）。
- 二 日暮里・舎人ライナーの駅舎の附帯設備の改修及び修繕の工事に関する事（電気総合管
理所及び電気管理所に属するものを除く。）。

地下鉄改良工事事務所

課長代理（土木担当）

一 構築物（電車及び地下高速電車の軌道に係る構築物並びに懸垂電車及び日暮里・舎人ライナーの構築物を除く。）の建設及び改良の工事に関する事（工務事務所及び保線管理所に属するものを除く。）。

二 所内他の課長代理に属しないこと。

課長代理（用地沿道涉外担当）

一 地下高速電車の建設及び改良の用地その他これに関連する物件の取得、管理及び処分に関する事並びに地下高速電車の建設工事及び改良工事に起因する損害の補償に関する事。

課長代理（建築担当）

一 地下高速電車に係る駅舎の建設及び改良の工事に関する事（工務事務所に属するものを除く。）。

二 日暮里・舎人ライナーの駅舎の改良の工事に関する事（課長代理（舎人施設区長）に属するものを除く。）。

課長代理（機械設備担当）

一 地下高速電車の機械設備の建設及び改良の工事に関する事（電気総合管理所、電気管理所及び工務事務所に属するものを除く。）。

二 日暮里・舎人ライナーの駅舎に附帯する機械設備の改良の工事に関する事（電気総合管理所、電気管理所及び課長代理（舎人施設区長）に属するものを除く。）。

課長代理（電気設備担当）

一 地下高速電車の電気設備の建設及び改良の工事に関する事（電気総合管理所、電気管理所及び工務事務所に属するものを除く。）。

二 日暮里・舎人ライナーの駅舎に附帯する電気設備の改良の工事に関する事（電気総合管理所、電気管理所及び課長代理（舎人施設区長）に属するものを除く。）。

馬込保線管理所

課長代理（工務区長）

一 地下高速電車浅草線の軌道及び構築物の維持管理の計画に関する事（工務事務所に属するものを除く。）。

二 地下高速電車浅草線の軌道及び構築物の支障工事に係る計画及び調整に関する事（工務事務所に属するものを除く。）。

三 地下高速電車浅草線の軌道に係る構築物の改良工事に関する計画及び調整に関する事。

四 地下高速電車浅草線の軌道の検査及び調査に関する事。

五 所内他の課長代理に属しない事。

課長代理（改良工事担当）

一 地下高速電車浅草線の軌道に係る構築物の改良工事に関する事。

二 特命事項に関する事。

課長代理（保線区長）

一 地下高速電車浅草線の軌道の改良工事、維持補修工事及び保守管理に関する事。

二 地下高速電車浅草線の構築物の巡視点検に関する事（工務事務所に属するものを除く。）。

課長代理（施設区長）

一 地下高速電車浅草線の構築物の検査及び調査に関する事（工務事務所に属するものを除く。）。

二 地下高速電車浅草線の構築物の維持補修工事及び保守管理に関する事（工務事務所に属するものを除く。）。

三 地下高速電車浅草線の軌道及び構築物の支障工事の処理に関する事（工務事務所に属

するものを除く。)。

四 地下高速電車浅草線の軌道に係る構築物の改良工事に関する事項（課長代理（改良工事担当）に属するものを除く。）。

五 地下高速電車浅草線の保線機械器具の整備保管に関する事項。

六 地下高速電車浅草線の保線機械の運転及び取扱指導に関する事項。

志村保線管理所

課長代理（工務区長）

一 地下高速電車三田線の軌道及び構築物の維持管理の計画に関する事項（工務事務所に属するものを除く。）。

二 地下高速電車浅草線、三田線、新宿線及び大江戸線の軌道及び構築物の維持管理に係る夜間連絡業務に関する事項。

三 地下高速電車三田線の軌道及び構築物の支障工事に係る計画及び調整に関する事項（工務事務所に属するものを除く。）。

四 地下高速電車三田線の軌道に係る構築物の改良工事に関する計画及び調整に関する事項。

五 地下高速電車三田線の軌道の検査及び調査に関する事項。

六 所内他の課長代理に属しない事項。

課長代理（改良工事担当）

一 地下高速電車三田線の軌道に係る構築物の改良工事に関する事項。

二 特命事項に関する事項。

課長代理（荒川保線担当）

一 電車の軌道及び軌道に係る構築物の建設及び改良の工事並びに電車の軌道及び構築物の維持管理に関する事項。

二 懸垂電車の軌道及び軌道に係る構築物の改良工事並びに懸垂電車の軌道及び構築物の維持管理に関する事項。

三 前二号に定める施設の支障工事に関する事項。

課長代理（保線区長）

一 地下高速電車三田線の軌道の改良工事、維持補修工事及び保守管理に関する事項。

二 地下高速電車三田線の構築物の巡回点検に関する事項（工務事務所に属するものを除く。）。

課長代理（施設区長）

一 地下高速電車三田線の構築物の検査及び調査に関する事項（工務事務所に属するものを除く。）。

二 地下高速電車三田線の構築物の維持補修工事及び保守管理に関する事項（工務事務所に属するものを除く。）。

三 地下高速電車三田線の軌道及び構築物の支障工事の処理に関する事項（工務事務所に属するものを除く。）。

四 地下高速電車三田線の軌道に係る構築物の改良工事に関する事項（課長代理（改良工事担当）に属するものを除く。）。

五 地下高速電車三田線の保線機械器具の整備保管に関する事項。

六 地下高速電車三田線の保線機械の運転及び取扱指導に関する事項。

課長代理（舎人施設区長）

一 日暮里・舎人ライナーの軌道及び軌道に係る構築物の改良工事並びに軌道及び構築物の維持管理に関する事項。

二 前号に定める施設の支障工事に関する事項。

三　日暮里・舎人ライナーの駅舎及び附帯設備の改良工事並びに駅舎及び附帯設備の維持管理に関すること。(工務事務所及び三田電気管理所に属するものを除く。)。

大島保線管理所

課長代理（工務区長）

- 一 地下高速電車新宿線の軌道及び構築物の維持管理の計画に関すること(工務事務所に属するものを除く。)。
- 二 地下高速電車新宿線の軌道及び構築物の支障工事に係る計画及び調整に関すること(工務事務所に属するものを除く。)。
- 三 地下高速電車新宿線の軌道に係る構築物の改良工事に関する計画及び調整に関すること。
- 四 地下高速電車新宿線の軌道の検査及び調査に関すること。
- 五 所内他の区に属しないこと。

課長代理（改良工事担当）

- 一 地下高速電車新宿線の軌道に係る構築物の改良工事に関すること。
- 二 特命事項に関すること。

課長代理（保線区長）

- 一 地下高速電車新宿線の軌道の改良工事、維持補修工事及び保守管理に関すること。
- 二 地下高速電車新宿線の構築物の巡視点検に関すること(工務事務所に属するものを除く。)。

課長代理（施設区長）

- 一 地下高速電車新宿線の構築物の検査及び調査に関すること(工務事務所に属するものを除く。)。
- 二 地下高速電車新宿線の構築物の維持補修工事及び保守管理に関すること(工務事務所に属するものを除く。)。
- 三 地下高速電車新宿線の軌道及び構築物の支障工事の処理に関すること(工務事務所に属するものを除く。)。
- 四 地下高速電車新宿線の軌道に係る構築物の改良工事に関すること(課長代理（改良工事担当）に属するものを除く。)。
- 五 地下高速電車新宿線の保線機械器具の整備保管に関すること。
- 六 地下高速電車新宿線の保線機械の運転及び取扱指導に関すること。

木場保線管理所

課長代理（工務区長）

- 一 地下高速電車大江戸線の軌道及び構築物の維持管理の計画に関すること(工務事務所に属するものを除く。)。
- 二 地下高速電車大江戸線の軌道及び構築物の支障工事に係る計画及び調整に関すること(工務事務所に属するものを除く。)。
- 三 地下高速電車大江戸線の軌道に係る構築物の改良工事に関する計画及び調整に関すること。
- 四 所内他の課長代理に属しないこと。

課長代理（木場保線区長）及び課長代理（光が丘保線区長）

- 一 地下高速電車大江戸線の軌道の改良工事、維持補修工事及び保守管理に関すること。
- 二 地下高速電車大江戸線の構築物の巡視点検に関すること(工務事務所に属するものを除く。)。

課長代理（木場施設区長）及び課長代理（光が丘施設区長）

- 一 地下高速電車大江戸線の構築物の検査及び調査に関する事項（工務事務所に属するものを除く。）。
- 二 地下高速電車大江戸線の構築物の維持補修工事及び保守管理に関する事項（工務事務所に属するものを除く。）。
- 三 地下高速電車大江戸線の軌道及び構築物の支障工事の処理に関する事項（工務事務所に属するものを除く。）。
- 四 地下高速電車大江戸線の軌道に係る構築物の改良工事に関する事項。
- 五 地下高速電車大江戸線の保線機械器具の整備保管に関する事項。
- 六 地下高速電車大江戸線の保線機械の運転及び取扱指導に関する事項。